

官報

号外 平成十年八月二十五日

○第百四十三回 衆議院會議録 第六号

平成十年八月二十五日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

検察官通格審査会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙

北海道開発審議会委員の選挙

国土審議会委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案(内閣提出)及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに債権管理回収業に関する特別措置法案(保岡興治君外三名提出)、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(保岡興治君外四名提出)及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(保岡興治君外四名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時五分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

若松謙維君から、八月二十七日から九月三日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員辞職の件

○議長(伊藤宗一郎君) お諮りいたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員中山正暉君から裁判員を、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員中川昭一君から予備員を、また、裁判官訴追委員相沢英之君及び山花貞夫君から訴追委員を、裁判官訴追委員の予備員杉浦正健君から予備員を、辞職いたしましたの申し出があります。

右申し出をそれぞれ許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

○議長(伊藤宗一郎君) つきましては、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員の選挙を行うのでありますが、この際、あわせて、検察官通格審査会委員、国土開発幹線自動車道建設審議会委員、北海道開発審議会委員、国土審議会委員及び日本ユネスコ国内委員会委員の選挙を行います。

○岸田文雄君 各種委員等の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名され、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴追委員の予備員の職務を行う順序については、議長において定められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に葉梨信行君を指名いたします。

また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に笹川堯君を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は第二順位とい

次は、裁判官訴追委員に

保利 耕輔君 及び 畑 英次郎君

を指名いたします。

また、裁判官訴追委員の予備員に平林鴻三君を

指名いたします。

次に、北海道開発審議会委員に北村 直人君を指名いたします。

次に、国土審議会委員に

瓦 力君 及び 藤井 孝男君

を指名いたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に栗本慎一郎君を指名いたします。

指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は第二順位とい

次は、検察官通格審査会委員に瓦力君を指名いたします。

なお、予備委員河村建夫君は瓦力君の予備委員

といたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に

深谷 隆司君 及び 池田 行彦君

を指名いたします。

次に、北海道開発審議会委員に北村 直人君を

指名いたします。

次に、国土審議会委員に

瓦 力君 及び 藤井 孝男君

を指名いたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に栗本慎一郎君を指名いたします。

不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案(内閣提出)及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに債権管理回収業に関する特別措置法案(保岡興治君外三名提出)、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(保岡興治君外四名提出)及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(保岡興治君外四名提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案並びに保岡興治君外三名提出、債権管理回収業に関する

各種委員等の選挙

特別措置法案及び金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に關する法律案並びに保固與治君外四名提出、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に關する法律案及び特定競売手続に關する現況調査及び評価等の特例に關する臨時措置法案について、趣旨の説明を順次求めます。國務大臣柳沢伯夫君。

〔國務大臣柳沢伯夫君登壇〕

○國務大臣(柳沢伯夫君) 不動産に關する権利等の調整に關する臨時措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、我が国における金融の現状にかんがみ、関係者間の合意に基づき、不動産の効果的な処分を通じて債務者の事業の再建を図ることにより、その債務の弁済可能性を高めてつ金融機関の不良債権の処理を促進することとし、そのための臨時の措置として、不動産に關する権利等の調整に關して調停及び仲裁を行う制度を設けること等の措置を講じ、金融の機能の健全化、これに對する信頼の回復を図るものであります。

次に、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、債務者、金融機関その他の利害関係人の間における不動産に關する権利等の調整等について調停及び仲裁を行う機関として、総理府に不動産関連権利等調整委員会を設置することとしております。委員会は、内閣総理大臣が、兩議院の同意を得て、人格が高潔で高い識見を有する者のうちから任命する委員長及び十人以上の委員をもって組織することとしております。

第二に、債務者、金融機関、担保権者等は、委員会に對して不動産に關する権利等の調整等について調停を求めることができるとしてあります。委員会は、当事者間において、債務者の事業の再建を通じてその債務の弁済可能性を高めるとの観点から、公正かつ妥当で遂行可能な合意の形成を図るため、調停を行うこととしてあります。

なお、債務者に係る権利等の調整を円滑に進めるために必要な場合には、委員会は、所定の当事者の申し立てにより、債務者がその債務を保証している所定の子会社等に係る債務等の調整につき、あわせて調停を行うことができることとしてあります。

第三に、債務者及び金融機関の全部または一部を含む利害関係人が仲裁に付する旨の合意をした場合に、これらの者は、委員会に對して仲裁を求めることができるとしてあります。委員会は、仲裁を行うに当たっては、債務者の事業の再建を通じてその債務の弁済可能性を高めるとの観点から、公正かつ妥当で遂行可能な仲裁判断を行うこととしてあります。

さらに、以上の委員会が行う調停等に関し、当該調停等により当事者の合意等が得られる場合における債権放棄等による損失の損金算入、債務免除の累積欠損金との相殺等税制上の措置を定める等、所要の措置を設けることとしてあります。なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して五年を経過した日に効力を失うこととしてあります。

以上が、本法案の趣旨であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 大蔵大臣官澤喜一君。

〔國務大臣官澤喜一君登壇〕

○國務大臣(官澤喜一君) たいだいま議題となりました金融機能の安定化のための緊急措置に關する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

金融機関の破綻に際して、その業務の適切な管理及び円滑な承継を図ることにより我が国における金融の機能の安定化を図るため、緊急の特例措置として、破綻した金融機関の業務及び財産を金融管理人に管理させる制度を創設するとともに、預金保険機構がその特例業務として、金融管理人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行を確保するための銀行持ち株会社の設立等の業務を行

うことができることとするなどの措置を講ずるほか、預金保険機構の体制の整備を行うことにより、信用秩序の維持と預金者等の保護を図る必要があります。このため、本法律案を提出することとした次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、平成十三年三月三十一日までを限り、金融機関が破綻した場合において、その金融機関に對し、金融管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができるとしてあります。

被管理金融機関の業務を執行する権利等は金融管理人に専屬し、金融管理人は、被管理金融機関が管理を命ずる処分を受ける状況に至つた経緯等を調査し、内閣総理大臣に報告しなければならぬこととしてあります。

また、内閣総理大臣は、金融管理人に對し、資金の貸し付けその他の業務の暫定的な維持継続に係る方針、営業譲渡等を円滑に行うための方策を含む業務及び財産の管理に關する計画の作成を命ずることができるとしてあります。

金融管理人は、被管理金融機関の取締役等及び取締役等であつた者に對し、その業務及び財産の状況につき報告を求め、またはその帳簿、書類等を検査することができるとするとともに、金融管理人は、その職務を行うことにより犯罪があると認料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならないこととしてあります。さらに、株主總會等の特別決議に關する特例などの規定を設けてあります。

第二に、預金保険機構が、その業務の特例として、破綻した金融機関の業務承継に係る業務を行うことができることとしてあります。

預金保険機構は、銀行持ち株会社として承継銀行等の経営管理を行うことを主たる目的とする株式会社を設立、出資し、当該株式会社と基本協定を締結し、協定持ち株会社とすることとしてあります。協定持ち株会社は、金融危機管理審査委員

会の決議があつたときは、平成十三年三月三十一日までを限り、承継銀行を子会社として設立するための出資をすること、または被管理金融機関である銀行を子会社とするための株式の取得をすることを実施するものとしてあります。

また、預金保険機構は、協定持ち株会社に對し、貸し付けまたは債務の保証を行うことができるとするとともに、基本協定の定めによる業務の実施により生じた損失の補てんを行い、協定持ち株会社から納付される金銭の収納を行うことができることとしてあります。

金融危機管理審査委員会のもとに置かれた審査判定委員会は、金融危機管理審査委員会があらかじめ定め、公表した審査判定基準に従い、被管理金融機関の貸出債権その他の資産の内容を審査し、承継銀行等が保有する資産として適当であるか否かの判定を行うこととしてあります。

協定持ち株会社は、融資審査委員会を設置し、その委員会において承継銀行等の資金の貸し付けその他の業務の指針を審査判定基準との整合性に配慮しつつ作成し、公表することとしてあります。

また、協定持ち株会社は、被管理金融機関に對する管理を命ずる処分の日から二年以内に、承継銀行等の合併、営業の全部の譲渡等により承継銀行等の経営管理を終了するものとし、ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に経営管理を終了することができない場合には、預金保険機構の承認を受けて、一年ごとに三回までを限り、この期限を延長することができるとしてあります。

第三に、預金保険機構の体制の整備を行うこととしてあります。

以上、金融機能の安定化のための緊急措置に關する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 提出者保岡興治君。

(保岡興治君登壇)

○保岡興治君 議員提出四法案について、提案者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

我が国経済を立て直し、再活性化させるためには、金融システムの安定化、再生が何よりも重要であります。このためには、金融機関の抱える不良債権を早急に処理しなければなりません。

自由民主党では、土地債権の流動化を促進するための総合的施策であるトータルプランを発表いたしました。このたび提出いたしました四法案でございます。

まず、債権管理回収業に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、金融機関等が有する不良債権の実質的な処理の促進を図ることが喫緊の課題となつて現状にかんがみ、弁護士法の特例として、一定の要件を満たす民間会社が業として債権の管理、回収を行う制度を新たに設けるとともに、必要な規制を行うこととするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、法務大臣の許可を受けた債権回収会社は、弁護士法の規定にかかわらず、金融機関の有する貸付債権等の一定の金銭債権について、その管理及び回収を行うことができる旨の規定を設けることといたしております。

第二に、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、その取締役の一名以上に弁護士の選任を義務づけるとともに、暴力団員等の参入を防止するための措置を講ずる等の規定を設けるほか、業務を遂行するに当たって相手方を困惑させる等の行為を禁止し、また、債権回収会社が一定の裁判上の行為を行うには弁護士に進行させるなどの行為規制に関する規定等を設けることといたしております。

第三に、法令に違反するなどした債権回収会社に対する許可取り消し処分や業務改善命令などについて、

関する規定を設けるとともに、監督者である法務大臣の立入検査等の規定を設けるほか、暴力団支配排除の観点から、警察庁長官による債権回収会社への立入検査や債権回収会社の回収に当たつての援助等の措置についても規定をすることといたしております。

第四に、所要の罰則規定等を設けるとともに、その施行については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において行ふことといたしております。

以上が、債権管理回収業に関する特別措置法案の趣旨であります。

次に、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、金融機関等の不良債権の処理が喫緊の課題となつて現状にかんがみ、金融機関等が有する債権は多くが根抵当権つき債権であるので、その譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を定めようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、金融機関等が、根抵当権により担保される債権を共同債権買取機構、整理回収銀行、サービサー等の債権回収機関に売却しようとする場合において、債務者に対し、売却する旨及び新たに元本を発生させる意思を有しない旨を書面により通知したときは、民法の定める元本の確定事由に該当するものとみなすこととしております。

第二に、これにより元本が確定した場合の登記は、根抵当権の移転の登記とともに申請する場合に限り、債務者等の根抵当権設定者と共同で申請しなくても、根抵当権者のみで申請することができるものとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

次に、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案についてであります。

この法律案は、不動産競売手続において不当な

執行妨害行為により手続の遅延が生じている等の現状にかんがみ、手続のより円滑かつ適正な遂行を図るため、民事執行法等の一部を改正しようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、執行妨害を排除する観点から、不当な執行抗告の制限、買い受けの申し出をした差し押さえ債権者のための保全処分の制度等を新設するとともに、執行官等の調査権限を強化することといたしております。

第二に、手続の迅速処理を図る観点から、配当期日の呼び出し状の送達方法の改善のほか、売却の見込みのない場合の特別の措置を定めることとしております。

第三に、競売を利用しやすいものにする観点から、買い受け人が銀行などから融資を受けた場合の代金納付による登記の嘱託方法を改善し、買い受け人が銀行ローンを活用する道を開くことといたしております。

第四に、低当不動産に対する競売手続の開始等があつたことを知ったときから二週間を経過したことに根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記について、債務者等の根抵当権設定者との共同申請を必要とせず、根抵当権者のみでこれを申請することができることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

最後に、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、預金保険機構、整理回収銀行、住宅金融債権管理機構が申し立てた競売手続について、その円滑な実施を図るため、同機構等の資料を利用できるよう、現況調査及び評価に関し民事執行法の特例を臨時に設けようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、執行裁判所は、預金保険機構、整理回収銀行、住宅金融債権管理機構が申し立てた競売手続について、同機構等から不動産の現況を明ら

かにする書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法の規定にかかわらず、執行官に現況調査を命じないで、これを現況調査報告書にかえる取り扱いを可能にすることとしております。

第二に、執行裁判所は、預金保険機構等から不動産の評価を記載した書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法の規定にかかわらず、評価人を選任することなく、その書面に記載された評価に基づいて最低売却価額を定めることができることとしております。

以上が、この臨時措置法案の要点であります。これをもちまして、議員提出四法案の説明とさせていただきます。今後の国会審議における議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。趣旨説明を終ります。(拍手)

不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案(内閣提出)及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに債権管理回収業に関する特別措置法案(保岡興治君外三名提出)、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出)、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(保岡興治君外四名提出)及び特定競売手続における現況調査及び評価の特例に関する臨時措置法案(保岡興治君外四名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。津島雄二君。

(津島雄二君登壇)

○津島雄二君 私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となりました、いわゆる金融安定法の改

平成十年八月二十五日 衆議院会議録第六号 債権管理回収業に関する特別措置法案外三案についての保岡興治君の趣旨説明 不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案等の趣旨説明に対する津島雄二君の質疑

正法案初め六法案について質問をいたします。
 小淵内閣は、日本經濟の再生を目標に掲げて発
 足いたしました。その成否は、我が國金融機關
 が再生できるかどうかにかかっています。經濟
 の血液循環をつかさどる金融システムが、本来の
 機能を一日も早く取り戻す必要があるからであ
 ります。

バブル經濟の後遺症もあって、我が國の金融機
 關は今なお巨額の不良債権を抱え、資産、負債両
 面が不当に膨れ上がり、國民が額に汗して蓄えた
 資金を預けられても、これを有効に活用できない
 體質に陥っております。

この體質は、長い間、護送船団方式とも言われ
 る規制に守られ、内外の競争から隔離されてきた
 ことよってたらされました。金融機關の中に
 は、資金の運用に当たって、新しい企業を育てる
 よりは、土地本位制ともいうべき値上がり神話に
 寄りかかった安易な経営が横行しました。これこ
 そがバブルの背景であり、企業家精神をはぐく
 み、銀行も貸出先とともにリスクを負いながら、
 収益を上げ、新時代を開く気概も失われがちであ
 りました。

我が國金融機關の體質が劣化しているという疑
 念は海外にまで広がり、邦銀等がニューヨークや
 ユーロ市場で資金調達する上で、大きな障害とな
 りました。これが、世界一の外貨準備や対外債権
 を保有する我が國の金融機關が、不名誉なジャ
 パン・プレミアムを要求されるもとであり、最近
 では、上位三行を除いてほとんど海外で資金がと
 れないところまで追い込まれてしまいました。必
 要なドル資金は日本から送られる円を売却して調
 達するほかはなく、これが最近の円安の一因と
 なっていることも忘れてはなりません。

減税や歳出の追加など、財政面からの景氣対策
 を講ずるのは当然としても、民間資金が国内では
 有効、有利に活用されないため、大量に海外に流
 出する傾向が続けば、国内面での景氣対策の効果
 はおのずから減殺されてしまうのです。我が國の

金融システムの信託を取り戻すことが、國民全体
 にとっていかに大切であり緊急の課題であるか
 は、同僚議員もひとしく理解しておられるものと
 信じます。

政府におかれても、本院における立法措置と相
 まって、六月二十二日に発足した金融監督庁のも
 とに、従来の護送船団方式の行政に決別し、銀行
 の資産内容の自己査定、外部監査、検査監督、早
 期是正措置等、公正で透明性の高い金融行政の整
 備を進めてこられました。

しかしながら、我が國金融システムに対する信
 託はなお揺らいでおり、不良債権の解消と担保不
 動産の有効利用の取り組みが不十分で、システム
 再生への見通しも甘かったという指摘がなされて
 いることに対して、我々は率直に耳を傾けなけれ
 ばなりません。

もはや、一刻の猶予も許されぬところに来てお
 りますが、まず小淵総理、あなたは、おおむねい
 つころまでに不良債権問題を解決し、金融システ
 ムの再生を果たす御方針か、その決意のほどをお
 伺いいたします。

こうした中で、かねて注目を集めてきた日本長
 期信用銀行と住友信託銀行の合併の問題につい
 て、先週二十一日、長銀から、その不良債権の抜
 本処理を含む経営合理化策が発表され、同時に、
 公的資本注入の要請が行われました。

総理は、この報告に接して、両行が合併を推進
 することについて合意したことは、金融システム
 の安定に資するものと高く評価し、最大限の支援
 を行っていきたいと述べておられます。

この場合、当該合併が、本場に市場の信託を取
 り戻し、金融システムの安定につながるために
 は、不良債権の額とその処理方法について、適切
 に情報が開示される必要があります。金融監督庁
 には守秘義務が課せられ、一般的には検査の内容
 を公表するのに困難が伴うのは理解いたします
 が、何らかの形で現下の要請にこたえる必要があ
 ると考えます。

さらに、一般的に言って、金融機關の不良債権
 の処理の問題に取り組んでいくに当たっては、ま
 ずはその実態の把握が重要で、現在、大手十九
 行に、金融監督庁、日銀がともに協力して検査、
 調査を行っており、近いうちにその結果が明らか
 になります。今後、金融機關の不良債権のデ
 スクロージャーをどのように拡充していくのか、
 検査の結果をどのように有効活用されるのか、お
 伺いをいたします。

また、長銀は、去る三月、金融システムの安定
 と貸し渋り対策の一環として、自己資本充実のた
 めの公的資金一千七百七十六億の注入を受けてお
 ります。今回、同銀行は、前回の額をはるかに上
 回る公的資金の注入を要請すると予想されます
 が、前回の資本注入との関係をどう考えておられ
 るのか。また、そもそも同銀行の経営が破綻して
 いるのではないかと疑念を持つ向きもあります
 が、その実態はどうなのか、お伺いをいたしま
 す。

公的資金をもって民間銀行の資本充実を図るに
 ついては、國民の理解を得るため、当該銀行の嚴
 しい業務改善の努力や経営陣の責任の明確化が求
 められるのは当然のことです。さらに、そ
 の資本注入が金融機能の安定に不可欠なもので、
 これを怠るならばいわゆるシステムリスクの
 問題に波及し、雇用問題、中小企業の困難など、
 國民生活に大きな影響を及ぼすおそれのあること
 をわかりやすく示す必要があります。

また、いわゆる公的資金の注入とは、國民の税
 金そのものを使うわけではなく、資金注入により
 取得された優先株などについて、発行銀行の経営
 が健全に推移して損失が生じない限り、國民に対
 する負担は生じないということも一般に理解を深
 めてもらう必要があります。これらの点につい
 て、政府の御見解をお示しください。(拍手)

日本長期信用銀行は、金融機關の破綻のケース
 としてでなく、住友信託銀行との合併を自主的に
 進めることで、より健全な金融機關への再編を目

指すことになりましたが、今後生ずる可能性のあ
 る金融システムの問題、わけても新たに金融機關
 の破綻のケースが発生したときに、これが広く信
 用秩序全体の混乱や、善意の第三者の困難を生ず
 ることを極力防止する必要性はいささかも減少す
 るものではありません。

ここに審議が始められた六法案は、金融システ
 ムの安定や、預金者、善意の借り手保護に万全を
 期すためのセーフティネットを整える等、現下
 の緊急の課題にこたえる重要な法案であります。
 我々は、与野党で率直な議論を行い、早期に金融
 再生への道筋をつけ、景氣の速やかな回復に資す
 る使命を担っております。万が一にも我が國から
 世界恐慌の引き金になる危険な状況を引き起こす
 ことのない決意を、同僚議員の皆さんと共有しな
 がら、審議に参加したいものと存じます。(拍手)

そこで、まず、金融安定化二法の改正案で提案
 された枠組みについて、お尋ねいたします。

これによれば、破綻状態に陥った金融機關が生
 じた場合、業務執行と財産管理の適正を図るた
 め、金融管理人を指名して公的管理に移行するこ
 とができることとされています。そのような処分を行
 うことのできる要件は規定されておりますが、実
 際に公的管理に移すかどうかは裁量にゆだねられ
 ておりますが、この点に問題はないかを伺いま
 す。

このような処分が銀行等の安易な救済につなが
 るとする批判を招かぬためにも、処分の適正を担
 保する基準の設定、情報の適切な開示、経営責任
 の追及などが当然必要であります。これらにつ
 いて原案で十分に対応できるか、大蔵大臣にお尋
 ねいたします。

次に、金融管理人のもとでリストラをした金融
 機關については、極力民間の引受先を探して営業
 譲渡するわけですが、引受先が出てこないときは
 公的な承継銀行、いわゆるブリッジバンクに引き
 継ぐこととされます。ブリッジバンクは、原則二
 年以内に別の民間銀行との合併や営業譲渡によっ

て役割を終了することとされておりますが、果たしてこれですべてのケースに対応できるか、疑問を呈する向きがあります。大蔵大臣の御見解を求めます。

政府案に対して、野党から、破綻した金融機関を直ちに国有化して国営銀行としてリストラを進め処理するという考え方が提案されております。スウェーデンなどで行われた方式で、傾聴に値する点もあると思いますが、そのような方法ではかえって国民の負担が重くなるとの指摘もあるほか、この方式をとったスウェーデンには預金保険機構の仕組みがなかったことにも留意しなければなりません。

また、破綻の処理に当たっては、政府の通常の行政部門と切り離された第三者機関を設置するか、司法部門の判断にゆだねるべきであるとの意見も出されておりますが、それでは行政責任の所在が不明になってしまうとの懸念も持たれます。これら野党側の提案に対して、我々も真剣に耳を傾け、論議を尽くして最善の結論を導くべく努力しなければならぬと存じますが、政府側のお考えをお示しください。

次に、不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法についてお伺いします。
不良債権を抱える金融機関側も、借り手の企業側も、担保となつていない不動産の処分を望んでおりまして、多数の担保権者が存在するため、その処分が容易に行えないケースが少なくありません。これらのふくそうした権利関係を整理し、関係者の合意を引き出し、問題不動産の効果的処分を促進するための権利調整委員会を設置して、調停、仲裁を行う制度の導入を提案するものであり、広く各方面から期待が寄せられております。

しかし、一部からは、この制度が業績の悪化したゼネコンを助ける徳政令になるとする論がなされておりますが、制度の趣旨は、既に発生している損失を確定して、不良債権の処理と事業の再建に資することであり、法案は、その趣旨に即

した内容を備え、その運用にも誤りなきを期することができると、お示しください。
次に、議員提出による四法案についてお伺いします。

これらは、不良債権処理の環境を整備するため、いずれも重要な役割を担うものであります。政府提案でなく議員提出とした理由について、提案者からお答えをいただきたい。
また、四法のうち、債権管理回収業に関する特別措置法案は、債権管理回収を業として民間に道を開くものであります。弁護士法の趣旨に背くことはいないか、弁護士会との意見の調整はどうなっているか、伺います。

また、債権の回収に当たって、暴力団の排除、不当な取り立て等を防ぎ、債権者に配慮する必要もあり、この法案で、これらの点にどのような手当がなされているか、お伺いいたします。
ところで、金融機関がリストラを迫られる中で、貸し渋りの問題はますます深刻の度を増しております。大手、中堅企業については、ほかの先進国の例にも倣い、社債等直接金融市場で資金調達を行う方向に向かうのが自然であり、その環境整備のため、店頭登録市場の機能強化、未上場、未登録株式市場の整備等の改革が行われつつあります。

我が国企業の社債発行額は、先月一兆円を超え、本年に入ってから累計八兆円を超えと言われている上に、外国銀行からの借り入れも逐次増加していると考えますが、このように我が国銀行の役割が低下していくことに問題はないか、大蔵大臣にお伺いいたします。

いづれにしましても、我が国経済の再生のためには、産業基盤を支えている中小、中堅企業や時代を開くベンチャー企業の資金需要に十分に対応する必要性は一層増しております。総理は最近、中小企業の借り入れ保証枠の思い切った拡大などの検討を指示したとされますが、その検討の

現状と見通しについて御答弁願います。
また、我が国の金融機関の再生を促進するため、もう一度原点に戻って考えてみますときに、今回の改正案によって、銀行などの破綻した場合に、善意かつ健全な借り手に配慮しつつ再生させるセーフティーネットが提案されておりますが、銀行などが不良債権の問題などに適切に対応しなかつたため事態をさらに悪化させるのを、どのようにして未然に防いでもまた重要だと考えます。

すなわち、破綻を避けつつリストラを強く促す仕組みが金融行政上必要なのですが、現行法の枠組みで十分か、さきに述べた長銀の合併と資本注入も参考にしながら、与野党で真剣に検討し、早急に結論を出すべきだと考えます。
このような破綻前の監督行政のあり方について、まず総理から基本的な考え方をお聞かせください。

そこで、若干各論に入りますが、銀行等の財務内容の健全化を促進するために、銀行等の分類債権の自己査定について、さらに厳格な基準を公表し、これに基づき一定の開示を求めるべしという意見があります。
○議長(伊藤宗一郎君) 津島雄二君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○津島雄二君(維) また、アメリカ等の金融監督に見られるように、破綻には至っていないが自己資本比率が著しく低下した銀行に対しては、予防的に公的管理を行うことが望ましいとの意見があります。
また、不良債権処理やリストラ計画の実施状況について常時監視する一方、必要に応じて資金繰り支援や、資本注入の組み合わせを行うことはどうかとする意見もあります。

さらに、金融監督庁の認定により、必要に応じて資本過少銀行に対して、破綻後にとられる措置に準じた措置が行い得るようにすることがよいとする意見もございます。

このような傾聴に値する提案に対して、大蔵大臣の御感想を承りたいと思っております。
最後に、日本経済の再生の処方せんに関する経済政策上の論点について、堺屋経済企画庁長官にお尋ねしたい。

それは、日本経済がいわゆるデフレスパイラルの状態にあるか否かという点であります。私は、日本経済はそのような危機的状態に陥っていないと考えておりますが、最近におけるロシアの通貨切り下げ、世界的な株式市場の値下がり、アジア経済の不安定などの国際的な要因も念頭に置いて、堺屋長官はどのような御見解をお持ちか、最悪のシナリオを回避するため、現在検討中の対策で十分と考えられるかという点とあわせて、率直な御意見を賜りたいと思っております。

私は、与野党の敷居を越えて、同僚議員諸氏とともに、私たちに課せられた重大な責任と使命感を共有しつつ、真剣な討議を行って、速やかに所要の立法措置を完結すべきことを強くお訴えをいたしました。質問を終わります。(拍手)
(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)
○内閣総理大臣(小淵恵三君) 不良債権問題についてまずお尋ねがございましたが、金融は、経済活動に必要な資金を供給するという、経済全体にとつていわば動脈ともいふべき重要な役割を担っております。金融機関の不良債権問題の早期処理は、喫緊かつ重大な課題であると考えております。

政府といたしましては、不良債権の抜本的処理を促すことによりまして、金融システムの健全性を確保しつつ、金融の本来の機能を回復させ、我が国経済を再活性化化する必要があると考えており、このため、金融再生トータルプランに盛り込まれた総合的な施策を早急かつ一体的に進めてまいりたいと考えております。

金融機関の不良債権のディスクロージャーの拡充についてお尋ねございましたが、本年三月初期から、全国銀行におきまして、米国証券取引委員

会と同様の基準により開示を開始するなど、従来よりその拡充に努めているところでございます。しかしながら、個別金融機関の検査結果の公表につきましては、取引先に不測の損害を与えたり、場合によっては信用秩序維持に不測の影響を及ぼすおそれがあることから、公表することは適当でないと考えております。

また、検査結果の活用につきましては、検査の結果把握した問題点等を金融機関に通知し、そのフォローアップを行うとともに、必要に応じて早期是正措置や業務改善命令を發出するなど、事後チェック型の厳正な監督に努めてまいりたいと思っております。

長銀につきましては、公的資金注入についてお尋ねがございましたが、本年三月における資金注入は、金融危機管理審査委員会におきまして、金融機能安定化緊急措置法及び審査基準に基づく厳正な審査を経て、適切に行われたものと承知をいたしております。

その後、同行は住友信託との合併を表明し、去る八月二十一日には、住友信託との合併を前提に抜本的な経営改善策及び不良債権処理策を発表したところでありますが、その際、同行は、不良債権処理に伴う一時的な過少資本に対処するため、公的資金注入を申請する旨を表明しております。

また、同行の経営実態につきましては、現在、金融監督庁におきまして検査中でありますが、いづれにせよ、同行は通常どおりの営業を行っております。破綻金融機関ではございません。

公的資金の投入を受ける民間銀行の業務改善努力や、経営陣の責任の明確化についてお尋ねでございますが、公的資金の投入に対する国民の理解を得るためにも、資本注入を受ける銀行におきましては、一層のリストラ等の業務改善努力や、責任ある経営体制の整備に努める必要があると考えております。

資本注入に対するお尋ねですが、資本注入策は、仮に自己資本が充塞されなければ、我が国に

おける金融の機能に對する内外の信頼が大きく低下し、例えば内外の金融市場において資金調達をすることが極めて困難になるなど、我が国における金融の機能に著しい障害が生ずることとなる状態を未然に防止するために、金融機関の自己資本を充塞させることによりまして金融システムの安定化を図るものであり、このことは法律にも明記されており、国民の理解をより求めてまいりたいと考えております。

公的資金により取得された優先株等につきましては、できる限り早期に処分を行うものとされ、御指摘のとおり、この処分を通じて投入された公的資金の回収がなされ、最終的には国民の負担の軽減が図られることとなっております。

公的資金に關するこのような仕組みにつきましては、これまで国民の理解が得られるよう努めてきたところではあります。今後とも、国民に對してその理解が得られるよう、十分説明してまいりたいと思っております。

破綻金融機関を直ちに国有化するという提案につきましてはお尋ねがございましたが、金融再生トータルプランの実施は、我が国経済の喫緊の課題である不良債権問題を解決するために不可欠なものであり、その関係法案を早期に成立させることが必要であります。野党に対しましても、その提案に耳を傾けながら、関連法案の早期成立に向けて、今後とも理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

行政部門と切り離された第三者機関の設置につきましてはお尋ねでございますが、金融は、経済の根幹、すなわち国民生活の安定、発展に直結する分野でありまして、議院内閣制のもとで、内閣みずから国会をひいては国民に對して明確な責任を負うべき性格のものでございます。

いわゆる三委員会設置構想につきましては、三委員会には内閣からの独立性が認められる行政組織形態であり、金融行政のような、内閣みずからが責任を負うべき性格の行政にはなじまないものと

と考えております。

不動産関連権利等調整法案の内容、運用についてお尋ねでございますが、本法案におきましては、不動産の効果的処分を通じた債務者の事業の再建等によりまして、不良債権の実質的処理を促進するため、調停等によりまして関係者の合意を形成すべく、所要の規定を設けておるところであります。

また、運用につきましては、適切な委員長及び委員の方々により、公正、妥当に行われるものと考えております。

金融機関破綻前の監督行政の基本的考え方についてのお尋ねでございますが、金融機関の監督につきましては、金融機関の破綻を未然に防止することが基本であることはもちろんであり、このため、早期是正措置の導入やディスクロージャーの充実の枠組みのもと、明確なルールに基づく、透明かつ公正で、国民に信頼される金融行政の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、金融監督庁の体制の強化につきましては、ごさいますが、金融機関に對する検査監督機能の強化を図っていくとの観点から、厳正で効率的な行政手法の確立に努めるとともに、検査監督体制の計画的な強化を図ってまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(國務大臣(官憲第一君) 最初のお尋ねは、金融の管理につきましてはこの程度の規定で大丈夫かというお尋ねでございますが、金融管理人による業務、財産の管理を命ずる処分の要件につきましては、具体的に法文に書いてございます。また、経営責任の追及につきましても、取締役などに対する調査をいたしました結果、犯罪行為があったと考えられる場合には、告発に向けて所要の措置をとらなければならないと規定をいたしました。また、情報開示につきましては、来年の三

月期からは連結ベースで米国SEC基準と同様の開示を義務化することにいたしましたので、まずまずここで大丈夫であるかと思っております。

それから、ブリッジバンクのごとでございますが、二年以内に合併、譲渡をやる、それで役割を完了すると考えておりますが、せっかく話が進行してございまして、もうちょっとというところでありましたら、一年ごとに三回までを限り延長しようか。これは、やはりブリッジバンクというものは、御承知のように一種のつなぎでございますから、時間的な存在と考慮をしております。なるべくそれは民間金融機関に引き継いでいくのが本来であると考慮しておりますからでございます。

次に、最近、我が国の企業の社債が非常に多くなっているし、外国銀行からの借入れもふえておつて、いわば日本は、銀行はちゃんとやっているのかねというお尋ねでございます。

確かに、市場原理に基づきまして競争が高まっております。利用者にとっては非常にいいことではございますが、我が国の金融機関も、こういう利用者のニーズにこたえまして、サービス等を提供する枠組みの中で大いに創意工夫を凝らしてまいりたい。私も、御指摘のような感と同じくしてございまして、創意工夫を望みたいものでございます。

それから、かなり具体的に財務内容の健全化を促進するための措置についてお触れになりました。

現在、SEC基準での開示あるいは早期是正措置、金融安定化法による資本注入などを実施しておりますことは御承知のとおりでございますが、御指摘になりました幾つかの点は、それに加えまして、財務内容の健全化を促進するための諸措置、それから政府がそれについて講ずべき施策、御指摘の点は同感するところが多いのでございまして、しかし、例えばアメリカにおいては破綻に至る前の予防措置を講じている、我が国は

破綻が条件であるといったようなことは、やがて事態が成熟いたしましたらそういうことが考えられるかも知れませんが、ただいまとしましては、行政の余剰介入があるという強い反省がございまして、なるべく事前の指導行政のようなものは避けることが適当ではないか、こう考えて、このような規定をいたしてまいります。

あるいは将来、御指摘のようなところで行政が、成熟いたしましたらやれるかも知れないと思いますが、現在といたしましては、そういう弊害の方を考えております。

それから、貸し渋りについてお話がございました。信用補完制度の一層の拡充あるいは政府関係金融機関の融資制度の拡充等につきまして、これは総理大臣から、今月末までに具体的な対策を各省庁が、改めて、心を新たに考えてという御指示がありました。それにつきましては、大蔵省としても、予算あるいは財政措置につきまして最大限の施策をいたしたい、こう考えております。(拍手)

〔國務大臣堺屋太一君登壇〕
○國務大臣(堺屋太一君) 現在の日本経済はデフレスパイラル状況になっているのではないかと、また、最悪のシナリオを回避するのに、現在検討中の対策で十分と考えているかという御質問であつたかと思ひます。

まず、いわゆるデフレスパイラルというのは、物価と需要と雇用が相乘的に減少いたしましたほとんど縮小する状態だと思ひます。最近の景気状況を見ますと、低迷が長引きまして、需給が緩和し物価にも低下傾向が出ています。これは事実であります。この物価の低下傾向の大きな要因が、輸入物価の値下がりであるとか規制緩和によります生産性の向上でありますとか、むしろ好ましい要因での物価の値下がりがかなりの部分を占めておりますので、現在の状況ではデフレスパイラルになっていないかと私は考えております。しかし、その危険が、やがてデフレスパイラ

ルになる危険が全くないとは言えない状況でございます。御指摘のように、世界経済は、アジア経済の低迷が長引き、ロシアにおきます通貨の混乱等もございまして、要注意な状況になってきたという感じがいたします。

我が国といたしましても、今後、総合経済対策の効果徐徐にあらわれてくるでしょうし、金融システム安定のための方策が講じられることや、事業規模で十兆円を超える追加補正予算、あるいは六兆円を相当上回る恒久的な減税が予定されておりました。これらの大規模な対策を次々と打っていく予定でございます。現段階では、金融再生トータルプランを初めとするこういった政策を進めていけば、十分この事態に対応できると考えております。

しかし、世界経済にさらに大きな変動があった場合には、大胆ななじ取りが必要になる可能性も無いとは言えません。いざいざは、見張りをふやして用心深くこの針路を続けていく、そんな状態の時期だと私は考えております。(拍手)

〔保岡興治君登壇〕
○保岡興治君 議員提出四法案について、政府提案ではなく議員提出とした理由についてお尋ねがございました。

自由民主党では、不良債権処理を促進して経済を再活性化させるためには、弁護士法の特例として、債権回収会社が業として金銭債権の回収などを行う制度を設ける緊急の必要性があつて、また、競売手続の迅速、円滑化を図るとともに、金融機関の有する不良債権の譲渡の円滑化のための措置を講ずることが喫緊の要請であるとの認識のもとに、土地・債権流動化促進特別調査会、これは後に金融再生トータルプラン推進特別調査会というふうに改組いたしました。党のこの機関で鋭意検討を進めてきたものであり、内閣提出の法律案としての手続を経ることは、その過程において、弁護士会との調整、関係各省との調整、また

法制審議会の手続など時間がかなりかかるため、議員が中心になって、関係機関、関係当局の意見も十分に聴取して取りまとめたところでございませう。

今回の議員立法は、こうした経緯にかんがみて、政治主導のもとに具体的な立案をした議員立法として提出したものでございませう。

本法律案と弁護士法との関係や弁護士会との意見調整の問題についてもお尋ねがございました。弁護士法が弁護士以外の者が債権の回収を業として行うのを規制している趣旨は、事件屋などと称される者が他人の事件に介入し不当な権利要求を行うなどして、国民の公正な法律生活を侵害することを防止しようとする点にあります。

本法律案は、このような弁護士法の趣旨を最大限に尊重しつつ、民間活力を導入することによって不良債権の回収を促進しようとするものであり、このような観点から、債権回収会社の取締役に弁護士を選任を義務づけ、内部から業務の適正を監督させるとともに、一定の裁判上の行為について弁護士による追行を義務づけることなどによって、弁護士法の趣旨を没却することがないように配慮いたしております。ごさいませう。

なお、日弁連は、自由民主党の特別調査会にもオブザーバーとして全部出席をされました。そして意見を述べられてまいりまして、最低資本金額を五億円とすることや、既に申し上げた弁護士との義務づけなどの点については、日弁連の意見も十分に踏まえて立案したものであつて、日弁連としても本法律案に対しては一定の理解を示しております。また、暴力団を排除して、不当な取り立てを防止する具体的な手当てについてもお尋ねがございました。

こうした懸念を除去するために、本法律案では、暴力団員等が事業活動を支配する会社、取締役等の中に暴力団員等がある会社などには営業許可を与えないこと、債権回収会社に対する行為規制

として、暴力団員等を業務に従事させることなどを禁止することを規定しております。これらを実効あらしめるため、法務大臣の警察庁長官に対する意見聴取、債権回収会社への立入検査などの仕組みも設けており、債権回収会社の業務に対する暴力団等の排除については、これによって十分対処することができると考えております。

以上のような諸措置に加えて、取締役として弁護士一名の選任を義務づけ、内部から業務の適正を監督させるとともに、債権回収に関する詳細な行為規制を施すことによつて、不当な取り立ても十分に防止できるものと考えております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)
○議長(伊藤宗一郎君) 畑英次郎君。
〔畑英次郎君登壇〕
○畑英次郎君 私は、民主党を代表し、ただいま議題となりました金融六法案のうち、特に、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案について、質問をさせていただきます。

まず、法案の質問に入ります前に、今月二十一日にアメリカがアフガニスタンとスーダンのテロ施設等に対しましてミサイル攻撃を行いました。戦争への懸念を世界じゅうに広げている件について、お尋ねをいたします。

米国は、ケニアとタンザニアの米国外使館連続爆破テロに対する報復であるといつたしてあります。確かに、テロは断じて許されるものではありませんが、一方で、米国の攻撃も、国際法等々に照らしまして、果たして正当なものであつたかどうかという疑問が残ります。既に米国内から支持表明に向けての期待が寄せられていたとのことではあります。本件に関する、小淵総理にこの問題についての見解をお尋ねをしたいと思います。

さて、同じ二十一日、日本長期信用銀行が、公的資金の投入を前提として経営合理化計画を発表

しました。小淵総理は談話の中で、この話はあたかも我が国にとつて歓迎すべきものであるということをお述べられております。その裏では、二十日に、長銀の合併交渉先である住友信託銀行の社長を総理公邸に呼んで圧力をかけ、合併合意を急ぐように促してあります。とんでもないことであります。

しかも、長銀は、本年三月、金融危機管理審査委員会により健全な銀行であるとお墨つきを得て、千七百六十六億円の税金を投入されたばかりであります。その上、政府は、長銀が破綻したとは一言も言わず、国民の皆さん、事情は言えないけれどもとにかく税金で長銀を救済しましう、国民一人当たり五千円程度ですが、それが皆さんにとつてもよいことなんですよといったような調子で、すべて国民に押しつけようとしておるのであります。

年金生活者の方々の毎日の生活に多大な打撃を与えながら、異常なまでに長く続いておられます超低金利政策も、もともと金融機関を救済するためのものと言つても決して過言ではありません。直接間接を問わず、政府は、金融機関救済のために国民の税金を恐ろしいまでに流用してまゐっております。

もちろん、このような形で救済を受けて平然としておられる金融機関の経営者は、どう考えているのでありましようか。不良債権問題については、なぜか金融機関経営者の声が聞こえてまいりません。みずからは何も努力せず、政府の銀行優遇政策を喜んで受けることしか考えていないのでありましようか。まさにモラルハザードのきわみであります。隠ぺい、ごまかし、責任逃れ、先送り、そして国民への負担の押しつけ。政府の対応は、まさに国民に對する背任、背信行為と言わなければなりません。(拍手)

今回の政府の対応は、我が国に對する海外の見方をも決定的にするのでありましよう。日本という国は、政府がみずすからの失敗をすべて国民に押し

つけるのだ、責任逃れをするためには国民に幾ら私わせてもよいと考へておられる。

政府は、長銀を救済したことが我が国の金融システムにとつて好ましいことだと思つておられるので、銀行救済に公的資金を青天井でつぎ込むような国は、海外マーケットの評価が大きく下がりがり、それがジャパン・プレミアムの引き上げを招き、銀行の資金調達コストの増大となつて間違いないのはね返つてくるのであります。つまり、我が国の銀行の経営を一層困難にさせることは、火を見るよりも明らかと言わざるを得ません。

小淵総理にお尋ねしますが、長銀が破綻してないと断言されるのであれば、長銀に公的資金による救済が必要であると判断した根拠を、わかりやすく具体的に示しなればなりません。一体、国民を犠牲にしてまで長銀を救わねばならないのはなぜなのでしょう。今まで自民党が銀行業界から多額の政治献金を受けていたからでありましようか。今後さらに別の大手銀行が破綻しても、また国民に負担を押しつけるのでありましようか。総理の明確な答弁を求めます。(拍手) 次に、本法案を提出した理由についてお尋ねをいたします。

本法案の提案理由の冒頭に、「金融機関の破綻に際して」という文言があります。政府は、これまでに何度も不良債権処理は順調に進んでいると発言し続け、大手二十行は破綻させることはないと言つてまいりました。昨年十一月、拓銀が都市銀行としては初めて経営破綻するに至り、その公約は物の見事に破られました。

今、この時点で本法律案を提出するということは、長銀以外にも破綻の危機にある金融機関が存在するということなものでありましようか。よもや、本年三月に健全な銀行であると判定され、総額一兆八千億円の公的資金による資本注入を受けた二十一行の中には、長銀以外にも破綻の危機にある銀行があるとは考へたくありませんが、そ

のような銀行は本当にないのでありましようか。小淵総理の認識を明確にお示しください。

不良債権の抜本的な処理を行うためには、不良債権の実態について徹底した情報開示を行い、責任を負うべき者を明確にし、問題を先送りしないことが大前提であります。米国の連邦準備理事会のグリーンズパン議長も、日本は金融問題への対処で、従来の文化や慣行にとらわれない劇的な措置が必要だと述べておられます。

しかし、政府は、大手銀行を破綻させる気は全くないと表明いたしておられます。つまり、実質的に経営破綻状態にある大手銀行に對しては、破綻が表面化しないように税金を投入して救済をするわけであり、今回の長銀のように、そうすれば、だれも責任をとらなくて済みます。しかし、それは抜本的な解決には到底なり得ません。既に何度も失敗して、わかつておられるはずではありませんか。

我々民主党は、税金による銀行救済には一貫して反対してまいりました。そのため、それを可能とする金融機能の安定化のための緊急措置に關する法律は、直ちに廃止すべきだと考へておられます。小淵総理の御見解をお伺いしたいと思います。(拍手)

次に、だれが不良債権や破綻の認定をするのかということについてお聞きいたします。

既に金融監督庁が大手銀行に對する検査を開始いたしておられますが、金融監督庁が検査を行うことについて、私は重大な問題があると思つておられます。それは、金融監督庁、いわば金融機関との癒着が次々と明らかになつた大蔵省が、不良債権の実態を隠ぺいし、問題の先送りを続けてきた当事者であるからであります。

金融監督庁が不良債権の分類基準を恣意的に操作すれば、不良債権の金額は幾らでも変へることができま。同様に、破綻の認定基準を恣意的に操作することにより、実質的に破綻しているはずの銀行も健全であるというお墨つきをもらえら

とになります。いや、金融監督庁と大蔵省がそんなことをするはずがないと言ひ切れるのでありましようか。現在の長銀に對する取り組みの姿勢が、この辺については極めて大きな疑問を生むわけでありま。

今、最も重要なことは、銀行に對する徹底した検査と、その結果の公表であります。検査結果の速やかな公表について言を左右にする金融監督庁を、私どもは信頼できるものではありませんか。

我々民主党は、不良債権問題を今度こそ本當に解決するためには、もはや金融監督庁や大蔵省に任せおけないと考へておられます。第三者が公正な立場から解決に当たることが必要です。そのような考え方から、民主党は、金融再生委員会という新たな機関の設置を提案いたしておられます。我々が示しております金融再生委員会とは、金融監督庁や大蔵省がそっくり移行するものではなくて、むしろ過去の重大行政を断罪するものであるわけでありま。

小淵総理にお尋ねしますが、不良債権の分類も銀行と御相談、早期是正措置の発動も銀行と御相談などという、監督官庁の役割を放棄するようなことを平気で言う金融監督庁に、銀行の検査をさせることが適当と考へておられるのでありましようか。国民の信頼が寄せられておられると受けとめていらっしゃるのをごいませうか。しかとした御答弁をお願いいたします。

次に、大手銀行の破綻に際してブリッジバンクは使えるかという点についてお尋ねをいたします。もともと、政府は大手銀行に税金を投入して救済をするわけでありま。あるいはナンセンスな質問ということに相なるかも知れませんが。

政府案では、金融機関が破綻すると、第一段階として、金融管理人が破綻銀行を管理することに相なつておられます。しかし、この時点では他の金融機関への営業譲渡がうまくいくかどうかかわかりませんから、預金者や優良な債務者は、みずから

他の金融機関へ取引を移したいと考えるのは当然のことではないかと思ひます。大手銀行の場合、営業地域は大都市周辺でありますから、周囲に他の金融機関は幾らでもありましよう。

したがって、大手銀行の場合、第一段階で多くの優良な顧客は逃げてしまひます。すると、残るのは不良債権や要注意債権ばかりということになりますから、営業譲渡は困難になるわけであります。第二段階として公的ブリッジバンクを設立いたしましても、優良な顧客がいな銀行を、どこに営業譲渡しようというのでありましようか。

したがって、政府のブリッジバンクを大手銀行に適用することは非常に困難です。大手銀行の破綻に適用されないのであれば、本法案そのものが金融不安解消には役に立たない法案であると言わざるを得ません。宮澤大蔵大臣の御見解をお伺ひいたします。

このように、政府案は、実際には役に立たない代物であることは既に明々白々であります。しかも、経営者等の責任追及があまりないため、国民の負担も際限なく膨らむ可能性を含んでおります。

それに対して、民主党案では、不良債権問題の解決に正面から取り組むための新たな機関、金融再生委員会が中心となります。それに加えて、強力な権限を持つ公的債権回収機構、いわゆる日本版RTCを設立し、かの中坊公平氏が率いる住宅金融債権管理機構のように、不良債権の回収を全力で進めていかねばなりません。

宮澤大蔵大臣は、ハードランディングならだれでもできる、ソフトランディングをしなければならぬんだとおっしゃいますが、政府・自民党のやり方では、そもそも着地ができない。つまり、ネバーランディングと申すべきではないかと思ひます。そのうち燃料が切れて墜落するに違いがありません。ここまで不良債権問題が深刻になった以上、着地することが極めて重要であるわけであります。

政府・自民党は、不良債権問題の迅速かつ抜本的な解決を可能にする民主党の金融再生計画を正しく評価し、総理自身の決断をもって受け入れ、実行すべきであります。総理の御見解を求めます。

最後に、本年二月に成立したばかりの金融機能安定化法を、わずか半年足らずで改正しなければならなくなった責任について、自民党総裁として小淵総理にお尋ねをいたします。

あの財政構造改革法も、昨年十一月に成立したばかりでありながら、やはり半年で改正を余儀なくされました。重要な法案が猫の目のようになると変わる、これは、まさに自民党に政権担当能力が欠如していることを如実に証明いたしております。(拍手)

小淵内閣は、ブリッジバンク法案を成立させることができずに解散に追い込まれるか、我々民主党の、よく小淵総理がおっしゃっております、いわば鬼手仏心とも言える金融再生法案を全面的に受け入れて総辞職するか、選択肢は二つしかありません。そのどちらを選択するかをお尋ねして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)
(内閣総理大臣小淵恵三君登壇) 畑英次郎議員にお答え申し上げます。

まず最初に、アフガニスタン、スーダンへの米国のミサイル攻撃に關しましてのお尋ねでございますが、米国の軍事行動につきましては、我が国といたしまして、テロに対しては断固たる対応をとるべきものと考えております。テロリストに対する米国の断固たる姿勢は、理解できるものであります。

また、米国は、連続的なテロ行為が米国及び米国民に対して向けられており、また、同様のテロ行為が再度計画されていることにつき確証を得るため、国連憲章第五十一条で認められている自衛権の行使として行ったものであり、行動後直ちに安全保障理事会に通報したと承知をいたしております。

長銀の経営状況及び公的資金の投入に關するお尋ねでございますが、本年三月期の長銀の自己査定及びそれに対する日銀検査によれば、債務超過でないこと承知をいたしております。

今回の合併構想につきまして政府として支援すると申し上げておりますのは、あくまでも金融システム安定確保のためでございます。個別銀行の救済を念頭に置いたものでは決してありません。

長銀以外に破綻の危機にある銀行はないかとお尋ねであります。まず、今回の長銀の合併構想は破綻処理ではありません。また、公的資金の注入を受けた他の二十行につきましても、自己査定結果を踏まえ、外部監査によるチェックを経まして公表された本年三月期決算で、自己資本比率はいずれも八割を確保しているなど、現時点におきましては、破綻の危機にある銀行があるとは認識いたしておりません。

金融安定化法を廃止してはとのお尋ねであります。この法律は、金融の危機的状況に対処するための緊急の措置として、金融機関の発行する優先株式等を引き受け、金融機関の自己資本を充実させる、金融システムの安定化を図るものでございます。我が国金融システムの不安が払拭されていない状況を踏まえまして、引き続き、自己資本充実策により金融システムの安定化を図ることが重要であると認識をいたしております。この法律を廃止することは考えておりません。

金融監督庁が行う検査に対する国民の信頼についてのお尋ねでございますが、金融監督庁は、金融機関の自己責任の徹底と市場規律の発揮を前提に、事前調整的な行政から事後チェック重視型の金融行政への転換を図り、公正で透明な金融行政を実現するために、金融検査監督を専門的に行う行政機関として設立されたものであります。こうした中で、厳正で実効性のある検査の実施

により、金融機関の実態を的確に把握するとともに、我が国金融行政に対する内外の信頼の回復に努めてまいりたいと思ひます。

民主党の提案を受け入れるべきとの御指摘もございませうが、今般取りまともした金融再生トータルプランの実施は、我が国経済の喫緊の課題である不良債権問題を解決するために不可欠のものであり、その関連法案を早期に成立させることが必要でございます。野党に対しまして、その提案に耳を傾けながら、関連法案の早期成立に向けて、今後とも理解と協力を求めてまいりたいと思っております。

金融機能安定化法改正につきましての責任に關するお尋ねでございますが、今回の改正案は、金融機関の破綻に際して民間の引受金融機関が登場しない場合でも、預金者保護及び金融システムの安定性確保、さらには、善悪かつ健全な借り手に対する適切な配座に万全を期するためのブリッジバンク制度の導入を図るため、本年二月に成立した金融機能安定化法の十三兆円の枠組みを活用することとしたものであり、御批判は当たらないと考へます。

今般取りまともした金融再生トータルプランの実施は、我が国経済の喫緊の課題である不良債権問題を解決するために不可欠のものであり、ブリッジバンク法案を含む関連法案を早期に成立させることが必要でございます。

最後に、内閣として、解散か総辞職か選択肢は二つと申されましたが、私といたしましては、ひたすら、金融関係諸法を成立させるために今後とも理解と協力を求めてまいり、一日も早く関係法案を成立させることが、現下の私の任務と心得ておる次第でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)
(國務大臣宮澤重一君登壇) ○國務大臣(宮澤重一君) 私に対しまして、ブリッジバンクは大手銀行の場合には實際役に立た

平成十年八月二十五日 衆議院會議録第六号

不動産に關連する権利等の調整に關する臨時措置法案等の趣旨説明に對する木村太郎君の質疑

ないではないかというお尋ねが、お名指しで、ございました。

この点は委員会等におきましても御質問があったところでございますが、ブリッジバンクの一つの目的は顧客の保護ということでございまして、そういう意味では、その必要は大小銀行、変わりませんで、いかなる銀行にも適用が法律上はもちろんであるものと考えておりますが、事実問題として、これは全く仮定のごとで、ケースがあるという意味ではございせんが、ある大手銀行が別段合併等の構想がないままに破綻してしまつたということは、ケースとして起こり得るわけでございますが、そういったしますと、その銀行は破綻してありますから、資本に公的資金を導入することは禁じられております。したがしまして、そのままにいたしますと、その銀行はいわば解散する、預金者は保護せられまされども、顧客は保護せられないという状況にならうと思われま。

その場合に、ブリッジバンクの適用がございまして、その銀行はいわゆる公的の管理のもとに置かれますが、その間、預金はもちろんでありますが、いとお客さんの保護もできる。そうして、二年間は合併のチャンスが与えられるわけでございますから、この銀行が公的の管理のもとに内容がよくなつてまいりますと、その間に合併を求めると相手方が出てくるチャンスは、私は決してないとは言えないと思つておるわけでございます。

そういう意味で、このブリッジバンクは、大手が合併等の用意がなく突然破綻いたしましたときに、顧客を救い、さらに将来合併をするチャンスを与えらるという、そういう役目を果たすものと考えておられます。したがしまして、この法律案の中でも、いわゆる金融管理人の任命につきましても、預金保険機構自身が金融管理人になることも想定をいたしておるようなこととございまして。(拍手)

○議長(伊藤兼一郎君) 木村太郎君。
〔木村太郎君登壇〕

○木村太郎君 私は、改革クラブの木村太郎です。平和・改革を代表し、たゞいま議題となりましたいわゆる金融六法案につきましても、小淵総理と関係大臣並びに提案議員に質問いたします。金融機関の巨額な不良債権の存在は、我が國の金融を貸し渋りなど実質的な機能不全に陥らせているだけでなく、日本経済の足かせとして、日本発の金融恐慌の誘発要因として、世界から厳しい不信の目が注がれております。これまでに不良債権問題を悪化させたのは、政府が経済失政によって不況を一層深刻化させ、さらには行政及び金融機関が責任の追及を恐れ、処理を先送りしてきたためであります。

いわゆるパブル崩壊後、いたずらに時間をむだに費やし、構造的な処理策を放置したまま、その場しのぎのびぼう策に終始してきたのであります。金融機関の不良債権に関する情報開示については、いかに不良債権の実態を隠すかというところに心血を注ぎ、隠し切れない中小金融機関についてののみ、大蔵行政当局の裁量によつて、いかにも整理をしたかのように振舞つてきました。不良債権問題の本質であった大手銀行については、官民を挙げて実態を隠し、銀行は毎年の決算発表の都度、不良債権処理は峠を越えたと繰り返して表明してきたありさまです。

その間、パブルのもとを築き、不良債権処理という難問を押しつけたものと経営者たちは、その中において、今その処理に困を挙げた大問題となつていける銀行の元頭取が、三十五年間勤務したとはいへ、実に九億七千万円という退職金を受けていたことなど、非常識きわまらない巨額な退職金を受け取り、責任もとらずに悠々と逃げうせているのであります。

この点に適切かつ迅速に対応してきたかどうかの政府の責任は極めて重大であり、小淵総理の見解を賜りたいと思つております。

金融当局の対応は、後手後手であったと言わざるを得ません。公的資金の投入については、住専処理では、当初の預金者保護の目的とはかけ離れ、農林系金融機関の救済のために投入し、次に信用組合などの破綻処理のために使つたの姿勢に変えました。また、大手銀行はつぶさないと言つたものの、昨年十一月には都市銀行の一角、北海道拓殖銀行を破綻させ、巨額の公的資金の投入を決定するなど、都合よく理由づけをしてきました。

三洋証券、拓銀、山一証券、徳陽シティ銀行が約一週間おきに立て続けに破綻し、これに對し、タイミングよく行政は金融危機を演出し、住専処理の失政で公的資金導入を非難していた世論を誘導し、巨額の公的資金を投入する法案を成立させました。山一証券の自主廃業に関する社内調査報告に記載してある、大蔵省の手のひらを返したような自主廃業を迫る対応。拓銀よりも先に経営危機が言われ、不十分な情報開示によつてさる二三%以上の不良債権比率を示しながら、過去に政治家の関与がうわさされていた銀行は、事業が継続されております。

不良債権処理に公的資金投入やむなしの世論を誘導するために、山一や拓銀はいけにえにされたのではないのでしょうか。総理の見解をお尋ねします。

金融六法案について述べる前に、日本長期信用銀行への公的資金投入の問題をお伺いします。小淵内閣の金融処理政策の象徴として、また、世界じゅうが注目している問題であります。今回の長銀の合併は、通常の合併なのか救済なのか、それとも破綻処理なのか。金融検査によつて、長銀は債務超過に陥つていないのではないのでしょうか。今回の合併では何の権限に基づいて公的資金を投入できるのか、総理並びに大蔵大臣に明確な答弁を求めます。最近の政府の考えは、大手銀行が巨額なデリバティブ取引を有しているため、破綻すると国際金

融市場に連鎖するとの理由づけで、大手銀行はつぶせないとの見解に立っています。しかし、信用力が低下した長銀に、デリバティブ連鎖の危険性が本当にあるのか、総理並びに大蔵大臣に答弁をお願いいたします。

今回の長銀の合併案では、我々が極めて不明瞭な法律であるとして反対した、いわゆる金融システム安定化法における金融危機管理協定の公的資金枠を流用することです。法案審議の際、政府は、健全な銀行に投入する、不良債権の処理には使わないと明言してました。また、本年三月に佐々波委員会が大手銀行に横並びの資本投入をしたときには、それらの大手銀行は健全であるという認識に立っていたはずですが。

長銀に對しては、大手銀行の中で最大の千七百六十六億円の資本投入を実施しながら、それが半年もたないうちに五千億円を超える巨額の資金が、事実上不良債権処理のためにさらに投入されようとしております。今後の合併交渉次第では、さらに第三次の公的資金投入がないと言ひ切れるのでしょうか。また、今後仮に他の大手銀行が危機に陥つた場合、この方式を使うのでしょうか。一度だがを外してしまつと原則なしで公的資金を投入しようとする、無節操な対応と言わざるを得ません。

公的資金を不良債権処理へ流用することを認め法的根拠をどうとらえておられるのか。このような処理を強行するのであれば、今回提出されたブリッジバンク関連法案は審議に値しなくなるのではないのでしょうか。総理、国民に説明をお願いいたします。(拍手)

昨年十一月の北海道拓殖銀行の破綻は、北海道経済に壊滅的なダメージを与えました。拓銀の株主は権利を失ひ、役員は解任され、従業員は全員解雇されました。公的資金の投入を受けるからには、当然の責任をとつたことになるでしょう。しかし、今回、緊急的かつ例外的な措置とし

て、表面的には破綻に至っていない長銀に対し、破綻銀行と同じように公的資金を使おうとしてい

また、このような不明瞭な形での公的資金投入を強行するのは、内外の金融システムへの影響を回避するためと

さて、いわゆるブリッジバンク法案については、多くの問題があります。まず第一に、今不良債権処理に求められているのは迅速な処理であります

第二に、政府案では、金融機関の不良債権の全容については、時々恣意的な基準によって公表され、しかも、公表される都度その額が変わり、九八年三月より実施したアメリカのSEC基準とのふれ込みの情報開示でも、我が国においては、

平成十年八月二十五日 衆議院会議録第六号

不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案等の趣旨説明に対する木村太郎君の質疑

表面的には運転資金を装ったいわゆる追い貸しなどの手段により、幾らでもごまかしがきくことになり、信頼に足るものとは思いません。

情報開示と同時に、銀行破綻に関する経営責任の追及が不可欠です。パプルの不良債権のもとを築き、その後始末として巨額の借却負担の原因をつくった旧経営陣を、いまだに厚遇しているような金融機関もお存在しています。

第三には、政府案では、善良かつ健全な借り手へも公的資金を導入することになっていますが、この基準がいまいちと思えます。このままでは、結果として、善良かつ健全な借り手保護という名目で、破綻に至るような不良銀行をつくり出した不良企業を、まさに税金で救うということになります。

総理、善良かつ健全な借り手の定義について明確にお答えください。関連法案として、不良債権処理の促進のため、複雑な権利関係を解きほぐし土地取引を動かそうとの目的で、不動産関連権利等調整委員会を設置し、裁判なしで権利を解きほぐす法案が提出されました。関係者の責任を極めていまいちにしたまま、借り手には借金の踏み倒しを公的に許し、また、貸し手には自動的に無税償却を認めることになると解釈します。

的な整理を中心に考えるべきです。関係者の複雑な権利関係の整理ならば、法的整理の方がより効果的であり、責任の所在も明らかになるはずですが、時間がかかるというのであれば、特別に不良債権処理のための司法制度を充実させるような方法で迅速化を実現すべきです。この点、総理に答弁を求めます。

また、さきの通常国会で我々の反対を押し切つて成立させた、公的資金による銀行への資本投入については、いわゆる佐々波委員会が、たった数日の審査で約一兆八千億円もの資本投入を認定しています。しかし、五カ月もたたないうちに、長銀がそもそも健全な銀行であったのかという重大な疑念が発生したことは、その審査の判断自体がでたらめだったのではないのでしょうか。まず護送船団的に全面救済しようという恣意的な目的があり、事後的に権威づけするためのいろいろな委員会だったと言わざるを得ません。(拍手)

今回、政府案の不動産関連権利等調整委員会についても、まず問題ゼネコン等を救済する恣意的な目的があり、それを事後的に権威づけする意味でのいろいろな委員会になるのではないのでしょうか。この点につき、総理にお尋ねいたします。

次に、いわゆるサビサーに関する法案がありますが、これは法務大臣の許認可業種の創設であります。巨額の最低資本金額、取締役への弁護士

律の整備に関する法律案では、不良債権の処理がどのような仕組みで進んでいくのか。わざわざ制定するに当たり、現行法制に比べてどの点にメリットがあるのか、提案議員にお答え願います。いずれにしても、不良債権の処理は待つたなしではありません。我々も、単に反対するだけではなく、明確な対案を提示し、この緊急課題に対処していくことをここに表明し、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇) 内閣総理大臣(小淵恵三君) 木村太郎議員の御質問にお答えいたします。まず、不良債権処理への対応についてのお尋ねでございますが、長期化する景気の停滞とも相まって、多額に不良債権を抱える事態が生じているものの、債権償却特別勘定への積み増し等の努力がなされております。金融機関に対する信頼を一日も早く回復し、金融システムを健全に機能させることが、我が国経済の再生にとって極めて重要であり、そのためにも、金融再生トータルプランに基づき、金融機関の不良債権の抜本的処理に取り組みることが政府の責務であると考えております。

山一や拓銀をいけにえにしたのではないかとのお尋ねでございます。山一や拓銀等の金融機関は、それぞれ個別の事情によりまして破綻に立ち至ったものと考えておりますが、相次ぐ金融機関の破綻により、我が国金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らぐという危機的な状況にかんがみ、公的資金の活用により預金の全額保護の徹底及び金融システム安定化を図る体制を整備したものであり、御指摘のような批判は当たらないと考えております。

長銀の検査についてのお尋ねでございますが、長銀に対する検査につきましては、現在鋭意実態把握に努めているところであり、いまだ終了に至っておりませんが、本年三学期の長銀の自己査定及びそれに対する日銀検査によれば、債務超過

ではないと承知をいたしております。

また、長銀は、本年九月に、合併を前提とした不良債権の抜本的な処理を行うことにより、一時的に過少資本となることから、資本注入を申請する予定であると聞いており、申請がありますれば、金融危機管理審査委員会が、金融機能安定化緊急措置法及び審査基準に基づき判断することとなると思ひます。

デリバティブの連鎖の危険性についてお尋ねがございましたが、長銀は、多様なデリバティブ取引を行い、その取引先数も多いなど、國際的に広範囲に業務展開を行っております。今回の合併構想につきましては、日本発の金融恐慌は決して起こさないとのかたい決意のもと、政府としても最大限の支援を行つていきたいと考えております。

長銀への公的資金投入は不良債権処理のためのものではないかとのお尋ねでございますが、長銀は、本年九月期に抜本的な不良債権処理を行うことにより、一時的に過少資本となることから資本注入を申請するものであり、今後、金融危機管理審査委員会が、金融機能安定化緊急措置法及び審査基準に基づき判断することとなります。

また、ブリッジバンク制度は、破綻ではない長銀のケースとは異なり、金融機関の破綻に際しては、迅速に金融の危機管理が行える体制を整備して万全を期するためのものであり、導入が必要と考へます。

長銀の役員等に対する責任追及についてお尋ねでございますが、今回は、長銀が公表したリストラ策におきまして、取締役全員の辞任、役員報酬の削減、役員の退職金の支給停止、旧経営陣からの退職金の返還要請など、経営責任の明確化が図られていたものと承知いたしております。

いずれにせよ、今回の合併構想につきましては、政府として支援すると申し上げているのは、あくまでも金融システム安定性確保のためでありまして、個別銀行の救済を念頭に置いたものではありません。

長銀への公的資金投入と金融システムへの影響についてお尋ねがございましたが、長銀は、資産規模、取引先数とも大きく、また國際的にも広範囲に業務を展開しておりますことから、仮に不良債権処理に伴い長銀が過少資本となれば、市場の厳しい評価を受けることにより、長銀のみならず、金融システム全体に対する内外の信頼が大きく低下する等の問題が生じるおそれがあると思ひます。

行政の恣意性と護送船団方式についてお尋ねですが、公的ブリッジバンクの存続期間は原則二年以内である上、破綻認定の要件につきましても法文上列挙されているなど、ブリッジバンク法案の適用に行政の恣意性が入るとの御指摘は当たらないと思ひます。

また、長銀への対応につきましては、今回の合併はあくまでも両当事者の自主的な判断によるものでありまして、また金融システムの安定化に寄与するものでありまして、護送船団方式であると思ひ考へておりません。

不良債権額の開示につきましては、本年三月期から全國銀行が米国証券取引委員会と同様の基準による開示を開始するなど、従来からその拡充を促してきております。しかしながら、自己査定による債権の分類は、適正な償却、引き当てのための金融機関の内部手続であり、金融機関に対して個別にその開示を求めることは、問題があると思ひ考へております。

銀行破綻に關する経営責任の追及が不可欠であるとお尋ねでございますが、金融機関が破綻に至った場合には、これまでも、経営者は退任し、さらには民事、刑事上の責任を厳格に追及していくとの方針に従ひまして対応してきたところであり、今後とも同様の方針により対処していくことといたしております。

善意かつ健全な借り手の定義につきましてはのお尋ねでございますが、公的ブリッジバンクに継承される善意かつ健全な借り手であるか否かについて

の判定をする基準につきましては、金融危機管理審査委員会において定められ、債務者の債務の履行状況及び債務者の財務内容の健全性に関する基準を含むものでなければならぬとされております。したがって、悪質で健全な借り手手公的資金によって救済するといったことにはならないものと思ひます。

不動産関連権利等調整委員会による不良債権処理についてのお尋ねであります。債務者の事業の再建等につき関係者の合意が成立し得る場合には、できるだけ合意ベースで弾力的、予防的に措置を講ずることが、再建の可能性を高めることになり、不良債権の迅速な処理に資することから、法的処理以前における合意形成の努力を促進するため、本委員会を設けるものであることを御理解いただきたいと思います。

不動産関連権利等調整委員会は、ゼネコン等の救済を権威づける機関となるおそれがないかとのお尋ねですが、本委員会の調停等は、企業の再建等による不良債権処理につき、公正かつ妥当で遂行可能な合意の形成を促進するためのものであり、特定の業種等につき一方的に債務を免除させるといふものではありません。また、合意は、本委員会の仲介のもと、利害関係の異なる関係者の経済合理的な判断に基づき形成されるものでありまして、御懸念は当たらないと思ひます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(國務大臣官房長官 一君登壇)

○國務大臣(官房長官) 長銀に對する公的資金の投入の問題につきましては、先ほど總理からお答えがございましたので、省略いたします。残りました問題は、デリバティブについてのお尋ねでございます。

長銀の場合、伝えられるところでは、デリバティブの元本は五十兆を超えると言われております。また、取引先数も多いことで、國際的にかなり広い業務と認められます。

それで、デリバティブにつきましては、いろいろまだルールも完成しておりませんし、先例も乏しいわけですが、例えば、先年、シンガポールで支店長が私的にデリバティブをやりましたために英國のペアリング銀行が倒産したことがございまして、金額の大きさがらいますと、非常に注意をしなければならぬことだと思つております。万一のことがございますればこれに支障が生じますと、デフォルトになる危険性はございます。そうしますと、日本全体の信用にかかわりますので、總理の言われます日本発の金融恐慌に発展しかねない、そういう種類の問題だということに考へております。(拍手)

(保岡興治君登壇)

○保岡興治君 木村太郎議員にお答えいたします。債権回収業務は、これまで暴力団員等の反社会的勢力が介入してきた分野と言われておつて、今回、債権回収会社を創設するに当たつても、こうした勢力が参入することを防止しようということが最大の眼目でございます。

したがって、これがニュービジネスで、参入の障壁を設けることとの調和も十分考へた上、最低資本金を五億円とさせていただきます。この金額がある程度高額であること、そして、そのことによつていわゆる会計監査法人による外部監査を受けることとなります。

また、弁護士を関与させることにいたしましたのは、弁護士会の推薦や意見を伺つて選ばれる、そういった弁護士の高い法曹倫理に支えられた、専門家としての弁護士が会社の業務に携わることによつて、不当な社会的勢力を排除できることに資するものというふうな考へて、このような規定にさせていただきます。(拍手)

(石原伸晃君登壇)

○石原伸晃君 私からは、木村議員お尋ねの競売についてお話をさせていただきますと思ひます。不良債権を実質的に処理するためには、担保と

なっており、不動産を売却いたしました。その代金から債権の回収が必要でございます。競売手続は、裁判所におきまして担保不動産を売却して債務の弁済に充てますとともに、その不動産をめぐる権利関係を強制的に清算する手続でございます。その円滑化、迅速化を図ることは、担保不動産の流動化並びに不良債権の実質的な処理の推進に極めて重要と考へて、次第でございます。

また、現行制度に比べてどのようなメリットがあるのかというお尋ねでございますけれども、委員も既に御承知のように、現行の競売手続制度というものは、手続が遅滞をいたしまして、関係者のニーズというものに十分こたえていないという批判があるところでございます。

そこで、今回の法律案では、不当な執行妨害行為による手続の遅延を防止するための措置や、手続の簡素化、迅速化を図るための措置、競売市場を広く一般の国民に開かれたものとするため、買受け人の銀行ローンの活用を図るための措置等を講ずることといたしまして、円滑かつ迅速な競売手続を実現しようとするものでございます。

○議長(伊藤宗一郎君) 仙谷由人君。

〔仙谷由人君登壇〕

○仙谷由人君 私は、民主党を代表し、金融安定化関連六法案のうち、不動産権利関係調整法案等五法案を中心に、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

小淵総理、柳沢国土庁長官、中村法務大臣、宮澤大蔵大臣、あなた方は何をしようとしているのですか。

私は、この権利調整法の法案を一見したときに、この提案の真意をわかりかねました。明治憲法によって成立させた近代国家の仕組みの中で、大津事件以降、曲がりなりにも維持してきた司法の独立をないがしろにしかねない一大事を、なぜ

にしかそうしているのか。極めて一般的な社会的な病理現象であります担保つき消費貸借契約に基づく債権の回収にかかわる紛争の解決機能を、裁判所からもぎ取って、行政の権限内になぜに取り込もうとしているのか。

このような司法の独立、つまり司法権の及ぶ範囲を侵すことによつて失うものは余りにも大きく、国家の背骨ともいふべきものを打ち砕いてしまふことになるの危険を察し得なかつたのであります。

しかし、去る八月二十一日に発表された日本長期信用銀行の住友信託銀行との合併に向けた経営改善策と、これを受けた総理及び大蔵大臣、金融監督庁長官、この各談話を拝見いたしました。ようやくこの恥知らずな企図を感得したのであります。

すなわち、長銀救済のスキームは、長銀は株主の責任及び負担をほとんど問うことなく、日本リース、日本ランドデック、エヌイーディーに対する債権計五千二百億円を放棄し、あるいは他の債務者に対する分を含め、合計七千五百億円を引き当て、債却するなど、国民にとつてもあつたかもないことであるかのようにうたい上げ、これを受けて政府は、相当部分、担保権を担保されたこの債権の放棄を税の世界でも不良債権償却として認めたと、加えて、五千億円を超えて一兆円にも達する国民の税金を資本注人名目で与える支援助をするなどと言明したことで、この法案の本質を理解することができたからであります。

総理、そもそも長銀の日本リース、日本ランドデック、エヌイーディーへの貸付金債権は、九年三月期決算では何分額の債権であったのですか。約定利息は、長銀に対して支払われていたのでしょうか。長銀は、これらの債権回収につき、従来どのような努力をしていたのでしょうか。

大蔵大臣、この七千五百億円の債権償却が、当然のことのように、税務会計上も損算入を認めないのでしょうか。また、その受け手である日本

リース等については、債務免除の発生を認定をしなければならぬと思ひますが、どうお考えでしょうか。

結局、長銀の改善策は、政府との結託によつて、国民の税金を資本注人という口実のもとに長銀がもらひ受けるという裏づけを得て、パプルのユーフォリアの中で長銀の代役として踊らせた系列ノンバンクに、たまりにたまった不良債務の支払いを免除するものであります。

そして、長銀改善策の発表によつて、国民の税金投入という裏打ちのもとで、権利調整委員会の調停というお墨つきを得ることができれば、銀行、債務者、株主も何のともがめを受けずに、銀行は税を減免され、債務者は銀行からの借金を支払わなくてもいいという制度、換言すれば、借金棒引きと税の減免にお墨つきを与える機関が、ここに権利調整委員会として創設されようとしていることが明らかになっていくわけでございます。

そこで、質問をいたします。総理、このような特典を受けることのできる債務者は、何らかの資格が必要なのではないでしょうか。つまり、自然人であろうと法人であろうと、制限はないのでしょうか。その借り手が、サラリーマンであろうと個人営業者であろうと、株式会社であろうと有限会社であろうと、差別はされないのでしょうか。資本金額の別で、あるいはゼネコであるかどうか。ノンバンクであろうと不動産業者であろうと、その業種にも関係なく適用されるのでしょうか。残債の額の大小、借金をした原因や、調停までに完済をしなかつた理由にも全く関係なしにこの法律は適用されるのでしょうか。

もし仮に、右の質問のすべてにイエスとお答えになるのであれば、債務者にとってはこんないい制度はありません。

まずは、阪神・淡路大震災という天災によつて、住宅ローンの残った家屋やマンション、それらの家屋やマンションが壊れた方々の残債務の免除を一律に行うべきであります。次には、パプルの

の渦中に住宅ローンを借りて、このデフレの中で弁済に苦しむ多くのサラリーマンの残債務をすべて免除したいという調停に、銀行等が応ずるべき旨の施策を直ちに行うべきだと考へますが、いかがでしょうか。明確な答弁をいただきたいのであります。(拍手)

政府が、サラリーマンや阪神・淡路大震災の被害者についてはこの法律は適用されないというのであれば、その規定及び適用において、差別を定めたものとなります。また差別的運用を行うということになります。明らかに憲法第十四条に違反することは、極めて明瞭だと思います。総理のお考えを伺います。

ごく常識的に考へますと、銀行から借金をしている人の債務、不動産担保ローンに限りまして、これを全部免除するということによつて発生する事柄は、想像するに恐ろしいことでもあります。まず銀行業は成り立ちません。国民の税金を銀行に投入するとすれば、財政は完全に破綻します。

債権放棄の対象となる債権と、対象外のものを、どこで一線を引いて分別をすることが可能なのでしょうか。結局のところ、貸し手側である銀行が、申請された債務免除の調停に応ずるか否か、いかなる金額につき債務免除をするか、銀行の恣意、もしくは調停委員や権利調整委員会事務局の強制や、資本注人というえさをぶら下げての裁量にゆだねる以外にはないのであります。

銀行がパプル期に得意先に懲罰し、そして共犯者として勧めた不動産や株式やゴルフ会員権あるいは絵画の購入のためのその融資の相当部分を、銀行の好みでカットするということになります。極めて恣意的な裁量に満ち満ちた、アービタリーな制度というべきであります。

パプルに踊った者たちが何らの社会的な制裁を受けず、特別利益を得、とがを受けられるいわれのな国民がこの補てんを強いられるということなど許されぬという常識を放てて下さるおつもりなの

ですか。総理、御見解をお伺いいたします。

そして、何よりも憂慮すべきことは、主としてゼネコン、ノンバンク、不動産業を対象にして債権放棄をするということが予測されるわけでありますが、これらの人たちが、借りたものでも返さなくてもよい、返済にきゅうきゅうとしなくてもハッピーに生きていける、経営者としてその地位を追われることもなく、出資者も株主もその出資金を毀損されることもない、こんな世界をつくっていいのでしょうか。(拍手)

借りたものは返すというところは、コモセンクスではないでしょうか。これは、近代契約法の成立をまつまでもなく、日本において、貨幣の出現とともに確立した生活上初歩的な規範であります。

○議長(伊藤宗一郎君) 仙谷由人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○仙谷由人君(続) 総理、この権利調整法が行おうとするものが、日本人と日本の経済社会の倫理と精神を、そしてこんな初歩的なコモセンクスさえも投げ捨て、何でもありの社会をつくることになるとはお考えになりませんか。見解をお示しいただきたい。

総理が、裁判所の調停や債権回収機能につき、その処理スピードに懸念を抱いているとするならば、時限を限ってでも、予算上の配慮を十二分にを行った上で、各地方並びに簡易裁判所に、特別部の開設や担当職員等の増員等の措置をすることこそ急務だと考えますが、いかがでしょうか。

この権利調整委員会の守備範囲は、余にも一般的な担保つき金銭消費貸借という、法律関係上の紛争を取り扱うところから明らかなように、こんな制度をつくり運用することによって、国家の背骨をぐちゃぐちゃに砕いて、加えて日本人にモラルハザードを蔓延させる、それは日本の将来に極めて大きな禍根を残すと深刻に憂えております。

す。

総理、このような司法権の独立を侵し、人に對する差別的なもので、二重の憲法違反である法案、そして施行するや日本じゅうをモラルハザードの大波に巻き込むこと疑いようのないこの法案を直ちに撤回されるように要求いたします。(拍手)

次に、保岡興治君外三名提出の債権管理回収業に關する特別措置法案について質問いたします。国家公安委員長にお聞きいたします。

関西地方を中心に、取り立て屋、整理屋が多く存在することは御存じでしょうか。いわゆる私的整理のうち相当のパーセンテージがこの者たちに仕切られているということを知らないはずはありますまい。そして、この者たちが暴力団構成員や準構成員であったり、企業会弟と呼ばれたり、この者たちが既に大きな資金量を持していることを御存じだろうかと思ひます。債権回収会社、いわゆるサービサーが、取り立て屋や整理屋の活動に合法的な衣を与え、悪質な取り立てを防止する、そのためには、弁護士を役員にするだけでは不十分であると考えます。

サービサーが新たな暴力団等の資金源となる可能性について、どのようにお考えでしょうか。以上をもちまして、金融五法案に關します私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 仙谷由人議員にお答え申し上げます。

長銀の貸出先の状態についてのお尋ねでございますが、個別金融機関の個別の貸出先に関する状況等につきまして開示することは、取引先に不測の損害を与えるとの問題があるほか、場合によって信用秩序維持に不測の影響を及ぼすおそれがあることなどから、これらを開示することは差し控えていただきたいと思います。

不動産関連権利等調整委員会の調停等の対象に

つきましてのお尋ねでございますが、本委員会は、企業の再建等による不良債権処理のため、関係者の公正、妥当な合意を形成するよう調停等を集中的に行うためのものであり、調停等の成立は関係者の合意に基づくもので、特典というべきものではありませんが、調停等の対象となる企業につき、事業の規模や業種その他による制限はありません。

不動産関連権利等調整法案が住宅ローンに適用されるかとお尋ねでございますが、本法案は、現下の経済情勢にかんがみ、債務者の事業の再建によって債務の弁済可能性を高め、不良債権処理の促進を図るべく、集中的に調停等を行うものであり、事業を営まない個人の債務は対象としておりませんが、これは法目的に照らして合理的な取り扱いであり、憲法の平等原則に反するとの御指摘は当たらないと考えます。

債権放棄の対象についてのお尋ねであります。不動産関連権利等調整委員会による調停における合意等は、関係者の経済合理的な判断に基づく公正かつ妥当で遂行可能なものであり、これによる債権放棄等については、合理的な経済取引といふべきものでありまして、特定の者に特別の利益を与え、国民にその補てんを強いるものとの御懸念は当たらないと考えております。

不動産関連権利等調整法案が、借りたものは返すという規範を否定するとの御指摘であります。債権者への支援は、その事業の将来性等を踏まえ、債権者、債務者双方にメリットがある場合に、合意に基づきなされるものでありまして、債務者においても自助努力を行って再建を図っていくものでありまして、本制度が初歩的なコモセンクスを否定するとの御指摘は当たらないと考えております。

裁判所の担当職員の増員等の措置が急務ではないかとお尋ねでございますが、本法案を提出した趣旨は、金融の現状にかんがみ、金融機関の債権処理の促進のため、担保不動産等に關連する権利

等の調整を適切に行うことにありまして、裁判所の調停等の処理期間に懸念を抱いたことにあるものではありません。

不動産関連権利等調整法案は撤回すべきとの御主張でございますが、委員会が行う調停等は、当事者間を仲介し、双方の互譲に基づき合意の形成を図るものであり、司法権の行使とは異なるものであります。本法案は、さきに述べましたとおり、差別的なものでも、モラルハザードを招くものでもなく、撤回することは考えておりません。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

○國務大臣(宮澤喜一君) 私には、長銀のリストラ策の中で債権放棄をした場合の課税関係についてお尋ねがございましたが、これは、現実にはまだ起こっておりませんので、一般論として申し上げることをお許しいただきたいと思います。

法人が子会社あるいは取引先等に対して、一定のリストラ計画、再建計画に基づきまして、債権放棄等を行いました場合には、これを寄附金であると考えるのはいかにも現実には酷であろう。リストラの一部でございますから、その場合には、法人税の所得金額の計算上、損金に算入するのが普通であろうと、一般論でございますが、思ひます。

他方で、そのような債務免除を受けました側は、これは一般論で申しますと、やはり債務免除益を受けたものと考えるのが普通と思ひます。その場合は、益金として課税されます。(拍手)

○國務大臣(西田司君) お答えをいたします。取り立て屋及び整理屋が多く存在することについてのお尋ねでございますが、債権回収については、御指摘のような形で暴力団の不当な介入が見られると認識しております。警察において所要の取り締まりを行い、適切に対応しているものと考えております。

次に、サーピサーが暴力団や総会屋の資金源となる可能性についてのお尋ねであります。暴力団等が債権回収に介入し、これを資金源とするところが懸念されるところであります。このため、この法律案においては、暴力団関係企業等を許可の対象から外すなどの措置が講じられているものと承知しております。

そこで、警察としてはこの法案で十分であるかというお尋ねがありますが、この法案においては、暴力団排除に警察庁長官が協力する仕組みが整えられており、これにより暴力団排除の目的を達成できるものと考えております。私といたしましても、その適用の万全を期するよう警察庁を督励していく所存でございます。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(渡部恒三君) 加藤六月君。

〔加藤六月君登壇〕

○加藤六月君 私は、自由党を代表して、政府提出、金融再生トータルプラン二法案に対し、質疑をいたします。

質疑に先立ち、先般、ロシアの大統領が、下院における辞職勧告の可決を受けて、全閣僚を退陣させました。しかも、みずから手で解任したチェルノムイルジン氏を首相代行に任命し、さらにルーブルの切り下げなども併い、ロシア情勢は混乱をきわめております。

総理は、前内閣の対ロシア外交方針を継続すると述べられましたが、総理の方針にお変わりないか、まずもってお伺いいたします。

さて、政府は、長銀に公的資金を投入することを決めました。長銀問題については、自民党に対する四千二百万円もの政治献金疑惑や、かつて退職した役員に二十五億円とも報道されている退職慰労金を支払った問題等について、大蔵委員会において解明のための開会を強く要求いたしました。が、政府・与党はこれを拒否し続けてまいりました。

しかるに今回、八月二十日、総理公邸に住友信託銀行の社長を呼びつけ、総理、大蔵大臣、官房長官が合併を強要するなど、余りにも露骨な政治介入であり、もはや法治国家の体をなしておりません。これは超法規的措置であり、国民を愚弄し、国会を軽視するものであります。これでは、いつまでたつてもわが国金融システムの安定は望むべくもありません。(拍手)

法案の質疑に先立って、お伺いいたします。

第一に、政府は、本年三月に、健全な銀行として長銀に公的資金千七百億円を資本注入いたしました。が、果たして審査基準はクリアしていただけたでしょうか。今日、長銀が破綻寸前までに追い込まれていることについて、責任をどのようにお考えですか。

第二に、長銀に新たな公的資金を投入するのは、現行法上でも可能なのですか。また、金額は幾らなのでありますか。

第三に、長銀は債務超過ではないのですか。関連企業に債務を隠し、飛ばしている実態は絶対にありませんか。関係会社を通じて、有名な不動産屋歌手に多額の融資をしていたという報道もあります。これらは不良債権になっていないのですか。

第四に、このような従来型の救済合併、護送船団方式を今後も続けるおつもりでございますか。

第五に、総理、大蔵大臣は、さきの予算委員会において、大手銀行に対してはブリッジバンクは適用できない、あるいは適用すべきではないといった趣旨の答弁をしておられます。実際には使えないものを、なぜ国会に提案されるのか。ブリッジバンク法案が必要かどうかにかかわる重大な問題であります。ブリッジバンクは、現実の問題として、規模の大小を問わず適用できるのですか、明確にお答えいただきたい。

第六に、大蔵大臣、日本銀行総裁は、国際的影響とたびたび述べておられますが、国際的影響が大きいのは大銀行に限ったものではありません。

国際的影響が大きい各種大企業すべてを公的資金で救済するおつもりでございますか。ツィ・ビッグ・ツィ・フェール、つまり、大き過ぎてつぶせないというところをどのようにお考えですか、答弁を求めます。

政府みずからの法案不備の責任を国会に押しつけて、この法案が通らないと大変なことになる、一刻も早く成立させていたがたいと言われますが、これは、まさに二年前の住専国会と同じ構図であります。

住専国会においても、政府・自民党は、この法案が成立しなければ金融システム不安が起ると言い、預金を取り扱わない住専の処理に六千八百五十億円の血税を投じました。しかし、不良債権処理の見通しは全く外れ、北海道拓殖銀行や山一証券が破綻しました。住専処理以降の政策は、隠れい、場当たり、先送りの連続であり、これらの失敗が積み重なって今日の金融不安を招いているのであります。(拍手)

我々自由党は、不良債権問題に決着をつけた上で、金融ビッグバンを開始せよと主張してきました。政府の政策手順は、明らかに誤っております。

金融システムの安定とは、金融機関の健全化とということにほかなりません。優勝劣敗による淘汰、自己責任と市場原理を生かして、我が国金融機関の体質強化を行わなければなりません。市場メカニズムを尊重し、預金者保護、金融システムの維持に万全を期すのが正しい政策態度であります。また、行政介入を減らすことこそ、透明性を高め、信頼を取り戻す唯一の方策なのであります。

政府・自民党が提案しておられる金融再生トータルプランは、自己責任に基づく金融行政、護送船団行政からの脱却という方向性とは全く逆であります。ブリッジバンクは、破綻金融機関に生命維持装置を取りつけ、公的資金を際限なく投入する道を開くものであります。

お尋ねいたします。

第一に、現在、金融監督庁と日本銀行が大手十九行に検査、審査に入っております。この検査に基づき、具体的な不良債権償却や引き当てのめど、海外業務からの撤退やリストラを促すような業務改善命令を示すおつもりはありますか。加えて、長銀のリストラ計画の発表と今回の検査は関係があるのですか、ないのでですか。

第二に、この検査結果に基づいて破綻認定を行うのですか。また、公的資金を投入する場合には、検査結果を公表するべきであります。

第三に、五年もの存続期間を設定してしまえば、預金者は急速に預金を引き出す一方、本当に健全な借り手は他の金融機関へ移り、結局、不良債権や問題債権ばかりがブリッジバンクに残るのではございませんか。

第四に、生きているのか死んでいるのかかわらないような金融機関を五年も公的資金により存続させたり、弱い金融機関を合併などで無理やり存続させても、健全金融機関に害を与え、市場から拒絶反応が起されるのではないですか。

第五に、これらの問題債権は、ブリッジバンクが閉鎖された途端、つまり政府が融資を打ち切った途端に倒産し、不良債権となってしまうのではございませんか。

以上、明確な答弁を求めます。

次に、不動産関連権利等調整委員会について、お伺いいたします。

委員会を隠れみのに、債権債務関係を談合により帳消しし、無税償却範囲を拡大するのは、形を変えた公的資金の投入にほかなりません。安易な債権放棄の促進は、借り手のモラルハザードを生じさせます。

総理にお伺いいたします。

第一に、錯綜した権利関係を調整するというのなら、なぜ強制力を持たせなかったのですか。

第二に、調停等の対象を企業の再建を目指す場合としておりますが、不良債権問題の大半は、再

建困難な企業に係る担保不動産であります。案件が余りにも限定されてしまふのではないですか。

第三に、債権を放棄された企業は、實質破綻認定を受けたも同然であり、その後も経営を続けていけるとお考えでしょうか。

第四に、調停が不調であった場合、その案件は解決不可能ということになり、埋償けになつてしまふか、結局、倒産法によつて解決する事態に追い込まれるのではありませんか。

本来、我が国の金融システム安定のための議論が行われなければならないはずのこの臨時国会が、破綻金融機関処理のみの議論に終始していることはまことに残念であり、憂慮すべき事態であると言わざるを得ません。

預金者は、預金保険により全額保護されております。また、公的受け皿銀行をつくつても、決済システムの維持に国や日本銀行が責任を負つて、デフォルトを起こさないようにするのは当然であります。借り手は、信用保証協会と中小企業信用保険公庫などを拡充強化することによつて支援することが十分可能です。つまり、ブリッジバンクは、逆に問題点の方が多く、つくるべきではありません。破綻金融機関は例外なく清算するべきであります。

また、政府は、不良債権問題を処理すれば景気が回復すると言われますが、その考えは誤つており、むしろ逆であります。これまで不良債権の処理が進まなかつた最大の原因は、欧米の例を見るまでもなく、政府・自民党が景気回復最優先政策をとらなかつたからであります。景気が回復すれば、第二分類と言われる債権は健全債権となりまふ。また、金融機関の体力が回復すれば、償却するなり売却するなり、処理することが可能となります。不良債権そのものや担保となつてゐる不動産の買い手も、景気が回復すれば続々あらわれてきます。

我々自由党は、不良債権を抜本的に処理する、そのために、消費税を三%に、行革減税により所

得税、住民税を半分に、法人税を国際水準に、民法上の特例や刑事訴追権を付与した強力な不良債権回収機関の設立、これらのことを一貫して主張してきた唯一の党であります。(拍手)

金融再生トータルプランには、競売手続の迅速化やサービサー設立のための法案も含まれておりますが、これらはずべて、景気が回復しなければ機能しないものばかりであります。

最後に伺ひたいいたします。

この金融システム不安は、政府を初めとする監督当局や金融機関に対する信用不安が原因であります。国民から信任を得ていない小淵自民党内閣に、金融システム不安解消ができるわけなどありません。総理の御所見を伺ひ、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣小淵恵三君 加藤六月議員にお答え申し上げます。

対口政策についてまずお尋ねがございましたが、今回のロシア内閣の総辞職は、基本的にロシアの経済金融情勢の混乱を受けた内政上の問題が原因であると考えられ、ロシアの対日政策に大きな変更はないと考えております。我が国といたしましては、日ロ関係の今までの流れを変えるつもりはなく、ロシア側との間で、さきのクラスノヤルスク及び川奈会談での合意に基づいて、関係の前進を図つていく考えでございます。

本年三月の長銀への資本注入についてのお尋ねでありましたが、資本注入に当たりましては、審査基準に基づき、金融危機管理審査委員会の厳正な審査を経て決定されたものと認識しております。また、長銀につきましては、破綻ではなく、本年九月に合併を前提とした本格的な不良債権処理を行うことに伴ひ、一時的に過少資本となることから、資本注入を申請するものと承知をいたしております。

長銀に對する公的資金の注入についてでございますが、公的資金の注入及びその額につきまして

は、金融機関からの申請を受けまして、まず金融危機管理審査委員会において、金融機能安定化緊急措置法及び審査基準に基づき判断されるものでございます。政府といたしましては、本合併構想が我が国の金融システムの安定と国民経済の円滑な運営に資するとの観点から、最大限支援を行つていきたいと考えております。

長銀は債務超過ではないかとお尋ねでございますが、本年三ヶ月の長銀の自己査定及びそれに対する日銀審査によれば、債務超過ではないと承知いたしております。また、長銀を含め主要十九行に對する今回の検査におきましては、被検査金融機関のみならず、当該金融機関を通じ、関連会社についても、その資産内容的確な把握に努めておるところでございます。

今回の長銀支援についてのお尋ねでございますが、住友信託と長銀の合併構想は両行の経営戦略に基づいた合併であり、また、これを円滑に実施するために長銀が申請することとなる資本注入に對しても、政府として、金融機能安定化緊急措置法の趣旨を踏まえ、審査基準に沿つて適切に対応するものであり、従来型の救済合併、護送船団方式との御批判は当たらないと考えております。

ブリッジバンク制度の適用についてのお尋ねであります。ブリッジバンクの制度は、金融機関の破綻に際して、民間の引受金融機関が登場しない場合でも、金融システムの安定と預金者保護を確保し、迅速に金融の危機管理が行える体制を整備して万全を期するためのものであり、預金保険法上の金融機関であれば、規模の大小にかかわらず適用対象となります。

国際的な影響が大きい銀行はすべて公的資金で救済するつもりかとお尋ねでございますが、今回の住友信託と長銀との合併構想につきましては、個別の救済を念頭に置いたものではありません。別行の救済を念頭に置いたものではありません。いづれにせよ、内外の金融システムに重大な支障を生ずることのないよう対処することを基本に、

法令のつとり、最善と思われる措置を講ずる所存でございます。

検査報告に基づいて業務改善命令を發出するかどうかのお尋ねであります。現在行われておる主要十九行に對する検査の結果、必要がありますれば、早期是正措置に基づく業務改善命令等、厳正な対応を行うことといたしております。

また、今般発表されました海外業務からの撤退等の長銀のリストラ計画につきましては、住友信託銀行との合併に向けた取り組みの一環としてのものであると認識しており、現在行われている同行に對する検査と直接関係するものではございません。

検査結果に基づいて破綻認定を行うかどうかのお尋ねであります。先ほども申し上げましたとおり、検査の結果、必要がありますれば、早期是正措置に基づく厳正な対応を行うことといたしております。

他方、個別金融機関の検査結果の公表につきましては、取引先に不測の損害を与えたり、個別私企業の経営内容を当事者の意に反して開示することになる等の問題があるほか、場合によりましては信用秩序維持に不測の影響を及ぼすおそれがありますので、公表することは適当でないと考えております。

公的ブリッジバンクには不良債権ばかりが残るのではないかとのお尋ねでございますが、公的ブリッジバンクは、善悪かつ健全な借り手に係る債権のみを引き継ぐことなどから、基本的に健全な財務内容を持った金融機関であり、原則として二年以内に民間金融機関への速やかな移管を図ることといたしております。

金融システムの安定についてのお尋ねでございます。今般のブリッジバンク法案は、個別金融機関の救済ではなく、預金者保護や、善悪かつ健全な借り手の対策に資するものでありまして、金融再生トータルプランのその他の項目の実施と相ま

て、不良債権の抜本的処理及び金融システムの安定化に万全を期するものでございます。

公的ブリッジバンクの問題債権についてのお尋ねでございますが、公的ブリッジバンクは、善悪かつ健全な債権に係る債権のみを引き継ぐことなどから、基本的には健全な財務内容を持った金融機関として、民間金融機関への速やかな移管が期待されるところであります。

不動産関連権利等調整委員会に強制力を付与しないのかとお尋ねでございます。

本委員会は、不動産の効果的な処分を通じた債務者の事業の再建等を図りますが、これは同時に、債権者の債権を健全なものとする効果があります。こうした案件は、本委員会の仲介を得て、関係者が経済合理性に基づいて判断し、任意の合意に基づき解決することがふさわしいと考えております。

本委員会の対象案件が限定されるとの御指摘でございますが、事業の再建の見込みのある債務者については、さらなる経営悪化による債務の一層の不良化を防止するためにも、集中的に早期処理を図る必要があります。また、このような債務者に係る事業につき、中立的な第三者の調整が求められるケースも相当あると考えております。

債権を放棄された企業がその後経営を続けられるかとの御質問でございますが、本委員会の調停等は、企業の再建等を通じて不良債権の処理を図るため関係者間の合意を促進するものであり、また、従来におきましても、事業の再建のため、関係者の債権放棄等の支援を受けつつ、債務者が自助努力で再建を図るという例が見られるところであります。

調停が不調の場合についてのお尋ねでしたが、本委員会は、再建可能性のある企業につき、倒産法制の適用に至る前に、関係者間の合意に基づき、不動産の任意処分を可能にすること等により、できる限りその再建等を図っていくこととするものであることは御理解いただきたいと思います。

平成十年八月二十五日 衆議院会議録第六号

最後に、政府といたしましては、経済、金融の状況が大きく変動する中で、金融システムの安定性を確保を図るため、これまで、その時々で必要とされる施策をとるべく努めてきたところでございます。今後、行政のあり方として、裁量的な事前指導行政からルールに基づく事後チェック型行政への転換の流れが徹底されることとなると考えます。

政府といたしましては、金融再生トータルプランに盛り込まれた措置の早期かつ一体的な実現に努めることによりまして、金融機関の不良債権問題の解決に取り組んでまいりたいと思っております。以上、お答えを申し上げます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(國務大臣宮澤善一君登壇)

○國務大臣(宮澤善一君) 大部分総理が御答弁になられたので、一、二点申し上げます。

本年三月、長銀へ資本注入したときのごときでございますけれども、審査基準がございまして、それに基づきまして、金融危機管理審査委員会が厳正な審査を経て決定いたしました。その間、問題はなかったと承知をいたしております。

それから、ブリッジバンクのごときでございますが、私どもは、委員会におきましても、これは大小にかかわらず適用があるということをお申し上げてまいりましたが、御質問の中に、それは形式的なことであって、実務的には大は無理であろうというお尋ねがございましたが、先ほど畑議員にこれは申し上げたことでございますが、仮に、仮にでございますが、大銀行が別に合併などの構想がないままに破綻してしまいました場合には、実は救済の方法が極めて少ない。破綻しておりますから、公的な資本を投入することができません。預金者は保護されますけれども、結局、そうなりまし場合は、だれも合併相手がありません。

せんから解散せざるを得ないということになろうかと思っておりますが、それは大変ゆゆしい事態でございます。これに対して、ブリッジバンクの制度を発動いたしますれば、これは公的管理のもとに入りまして、そして優良なお客さんが保護されるのみならず、二年間は少なくとも内容がよくなりますので、というのは、不良財産を回収銀行が買えますので、内容がよくなりますので、二年間の間に合併の相手、それを買おうという人があらわれるチャンスはかなり大きいと思われまます。

そういう意味で、そういう不幸な場合にはブリッジバンクが大銀行にも適用されて、非常に意味がございまして、また実際、そういう場合に、恐らく預金保険機構自身が金融管理人になることもあり得る。法律はそれを認めておりますので、そういう意味で大銀行に対しても適用がある、こういうふうにご考えております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 佐々木憲昭君。

(佐々木憲昭君登壇)

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表して、いわゆる金融再生関連六法案に関し、総理並びに大蔵大臣に質問をいたします。

前提としていただきたいのは、長銀に対する税金投入問題であります。自民党政府の失政によって引き起こされた消費不況のもとで、中小企業の多くは、手形が落ちなければ首をくくらなければならないと悲痛な声を上げ、実情痛ましい自殺者が相次いでおります。ところが政府は、それを放置したまま、なぜ、冷酷な貸し渋りを行っている大手銀行、長銀に対して、六千億円とも一兆円とも言われる莫大な税金を投入するのでしょうか。金融システムの安定のためと言いますれば、何をやっても許されるのか。多くの国民が怒りの声を上げております。

長銀や関連ノンバンクの不良債権が一体なぜつづられたのか、だれに責任があるのか、肝心かな

めこれらの点について、情報公開も責任追及も一切ありません。乱脈に乱脈を重ねた日本リース、エヌイーディーなど、関連ノンバンクに対する長銀の融資を棒引きにしてしまえば、不良債権の実態をやみからやみに葬ることになるではありませんか。まさにノンバンク徳政令であります。しかも、それを税金で穴埋めする、こんな愚挙は絶対に許すわけにはまいりません。国民が納得できる説明を求めます。(拍手)

宮澤大蔵大臣は、住友信託銀行の高橋社長に対して、必要なら資金は幾らでも出します、こう述べを根拠にそのようなことが言えるのでしょうか。長銀は、もはや健全銀行ではありません。このような銀行にそもそも資本注入ができるのでしょうか。政府が否定していた個別銀行の救済に当たるのではございませんか。また、不良債権の債権に公的資金を充てる、ことがなぜ許されるのでしょうか。答弁を求めます。

政府は、税金投入を決めたわけではないと言いつれをしております。しかし、大蔵大臣や日銀総裁、金融監督庁長官の談話は、長銀への資本注入について、金融システムの安定に資するので申請があれば適切に対応していくと判を押したように述べています。これは事実上の公的資金投入のゴーサインではありませんか。明確な答弁を求めます。

住友信託銀行の社長は、正常債権しか引き取らないと述べ、合併後に改めて資本注入の申請を出すと言われています。これでは、税金の三重取り、三重取りになるではありませんか。どんな乱脈経営をやっても最後は税金で面倒を見てくれるということになれば、銀行の甘えをますます増長させることになり、結果として金融システム全体の弱体化につながることにあります。金融システムを守るというなら、銀行の甘えを正し、厳格なルールに従わせることこそ求められているのであります。

不動産に関する権利等の調整に関する臨時措置法案等の趣旨説明に対する佐々木憲昭君の質疑

昨年十一月に発表されたアメリカ財務省リポートは、モラルハザードの防止について言及し、もし市場関係者が、自分たちが誤りを犯しても常に政府が救済すれば、彼らは失うものは何もなくなつてしまふ、このように述べ、納税者に負担をかける原原則を強調しているのではありません。總理、アメリカのこの到達点から真剣に学ぶべきではありませんか。

次に、法案の内容についてお聞きをします。この仕組みの最大の特徴は、さまざまなルートで公的資金の投入を可能にしていることではありません。宮澤蔵相はマスコミのインタビューで、足らなければ幾らでも積むと述べています。これは、三十兆円にとどまらず、事実上無制限に公的資金を投入しようとするものではありませんか。一体、幾ら投入するつもりでしょうか。

この点について小淵總理は、我が党の不破百三委員長の本会議質問に対し、今後の不良債権の処理に伴う公的資金の額を現時点で予測することは困難と答弁をいたしました。全く無責任ではありません。公的資金を投入する仕組みはつくるけれども、その額がどんなにふえても構わないというのでしょうか。改めて明確な答弁を求めます。

第一の問題は、国民に三十兆を超える負担を押しつけながら、銀行業界に一円も新たな負担を求めない点であります。多少でも負担をさせるというなら、銀行業界に幾ら負担をさせるのか、具体的に答弁をしていただきたい。

破綻した銀行の預金者を守り、まじめな借り手を保護することは当然であります。しかし、そのためのコストはあくまでも銀行業界が負担すべき

であります。これは、政府・自民党が手本とするアメリカのブリッジバンクでも、戦前の金融恐慌のときに受け皿銀行として設立された昭和銀行でも買かれた当たり前の原則であります。

みずからの責任と負担で処理する原則を確立してこそ、金融業界の中にこの問題に真剣に取り組む姿勢が生まれ、コストも最小限に済ませるといふ自己規律も働くのであります。その決意は全くないので、答弁を求めます。

第二は、ブリッジバンク法案の最大の眼目としている借り手保護の問題についてであります。

この問題で重大なのは、どこまでが処理を急ぐべき不良債権か、この点をはっきりさせることではありません。ノンバンクやゼネコンなどへの投機的目的の融資がさうでないかは、稟議書などを見ればすぐにわかることでもあります。不況のもとで赤字経営に陥っている中小企業を一律に不良債権として扱うことは、厳に戒めなければなりません。

ブリッジバンクは、破綻銀行の債権のうち、善意、健全な借り手のものだけ引き継ぐとされています。しかし、その判断基準は極めて不明確であります。法案には善意という言葉は一言もありません。経営の健全性、すなわち赤字か黒字かという資金回収の可能性のみが重視される仕組みになつているのであります。

これでは、融資をきちんと返済し、まじめに働いている中小企業を、財務内容が赤字だという理由だけで不良債権として扱い、切り捨てることになるではありませんか。七割以上が赤字の中小企業は、融資の継続を受けられなくなることは明らかであります。

この点について指摘した我が党の質問に対し、

宮澤蔵相は、実はその点は私も憂いと同じくしていと述べました。しかし、憂いで済む問題ではありません。善意の借り手保護の保障のない本法案は、看板に偽りありと言わざるを得ないのであります。(拍手)

大手金融機関は、金融ビッグバンに対応して、国際舞台で新たな大もつげを上げるため、中小企業への資金提供という公共的役割を放棄し、中小企業がつぶれても海外で資金の投機的運用を行えばよい、こういう立場に立っているのではありません。

先日、我が党は、血税を投入された大手銀行が、翌月には、順調に返済中の貸出先に対しても資金回収を指示していたことを示す内部文書を明らかにし、露骨な中小企業つぶしだと追及しました。このような大手銀行の横暴を正す強力な行政指導こそ政府に求められているではありませんか。答弁を求めます。

第三は、不動産に關連する権利等調整委員会についてであります。

その目的は、関係者が合意し、合理的な再建計画が策定されれば、金融機関が放棄した債権を損金として扱って税金をまけ、その一方、借り手の方も、本来益金となるべき債務免除を過去の損失と相殺できるようにし、ここでも税金がまげられるようにするものであります。これは、ゼネコン、不動産、ノンバンクなどの借金の繰引きであり、まさに形を変えた税金の投入ではありませんか。パブルに踊つたゼネコンなどへの徳政令にならない保証は一体どこにありますか。

また、調停や仲裁などの内容は公表しないとされています。これは、密室で公金を配分するに

等しいではありませんか。納得いく説明を求めます。

景気対策を重視するならば、このような銀行支援策ではなく、冷え込んだ国民生活への支援こそ優先されるべき課題であります。最近のIMFの対日経済審査報告でも、何人かの理事からは一時的な消費税率の引き下げも検討すべきだとの意見が出た、と述べられているではありませんか。

不良債権の処理も、銀行経営の危機も、せんじ詰めれば、消費不況を打開し、实体经济を立て直す思い切った対策いかんにかかっていると云つても言い過ぎではありません。消費税を三%に戻すこと、社会保障の充実や雇用対策など、国民の将来不安を取り除く対策を緊急に断行することを改めて求めるのであります。(拍手)

最後に、法案審議に關連して、一言申し上げます。

審議の前提として、日本共産党はもちろん、野党はこぞって関係資料の提出を求めております。処理すべき不良債権が一体幾らあるのか。経営の実態はどうなっているのか。これらの資料を何も明らかにしないまま、法案だけ早く通せというものは、金融機関の乱脈経営の責任を免罪するものであり、とても納得できるものではありません。関連資料を直ちに提出するよう強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣小淵三三君登壇〕

○内閣總理大臣(小淵三三君) 佐々木憲昭議員にお答え申し上げます。

長銀につきましても経営責任と情報開示についてのお尋ねでございましたが、長銀が今回発表された経営合理化策では、取締役全員の辞任、役員報

酬の削減、役員退職金の支給停止、旧経営陣からの退職金の返還要請など、経営責任の明確化が図られていると承知をいたしております。また、長銀に関する情報開示につきましては、取引先への影響、信用秩序維持に与える影響等を勘案しつつ、国民の理解の得られるよう努力したいと考えております。

事実上の公的資金投入のゴーサインではないかとお尋ねですが、公的資金の注入につきましては、資金の注入を受ける金融機関からの申請を受けて、まず金融危機管理審査委員会において判断されるものであります。政府といたしましては、本合併構想が我が国の金融システムの安定と国民経済の円滑な運営に資するとの観点から、最大限の支援を行っていききたいと考えております。

資本注入が銀行の甘えを増長させるのではないかとのお尋ねですが、資本注入が公的資金の活用であることにかんがみ、資本注入を受ける金融機関におきましては、一層の経営の合理化や責任ある経営体制の整備に努めるべきことは当然であると承知しております。このような観点から、金融危機管理審査委員会におきましては、議決の前提として、経営の健全性の確保のための計画を提出させ、これを公表しているものであります。米国の破綻処理についてお尋ねがございました。

米国では、一九八〇年代後半に大量のSアンドPが破綻したことを受けまして、多額の公的資金を導入し、金融の危機に対処したと承知しております。その後、一九九一年の法整備で、破綻金融機関の処理方法のコスト基準の厳格化や特別保険

料の導入等が措置されたこと承知しております。この背景として、九〇年代前半に金融機関の利ざやが拡大し、保険料の引き上げを十分負担できたという事情が存在したと聞いております。

我が国におきましても、金融システムの安定化が迅速に図られるよう、できる限り努力を傾けてまいります。

ブリッジバンク法案につきまして、公的資金がどの程度必要になるかについてのお尋ねでございますが、今般のブリッジバンク制度を活用することとなる金融機関の破綻を現時点で予測することは困難であるということは、御理解願いたいと思っております。いずれにしても、さきの国会で認められた十三兆円の枠組みの中で基本的に対応してまいりたいと考えております。

大手銀行の中小企業への融資についてのお尋ねであります。金融機関は、その公共的性情格を踏まえ、健全な中小企業等に円滑な資金供給を行うべきであることは言うまでもなく、金融機関の融資動向につきましては、今後とも注視してまいりたいと考えております。

不動産関連権利等調整委員会についてのお尋ねでございますが、本委員会の調停等は、債務者の事業の再建につき、関係者の経済合理的な判断に基づく公正かつ妥当で遂行可能な合意の形成を促進するためのものでありまして、これによる債権放棄等も合理的な経済取引といふべきものでありまして、本法律案では、これに則して税制上の取り扱いを明確化しておるものであります。したがって、徳政令あるいは形を変えた税金投入との御指摘は当たらないと考えております。

さらに、調停等は当事者の譲歩等を前提として

合意を得るもので、一般にその手続は非公開が相与とされており、また、個別企業の財務等にかかわる内容につきましては、公表は適当でないと考えております。

国民の将来不安を取り除く対策についてのお尋ねがございました。

政府といたしましては、日本経済再生のため、まず、総合経済対策の実施や金融再生トータルプランの早期実現に全力を挙げてまいります。その上で、事業規模で十兆円を超える第二次補正予算を編成することとし、また六兆円を相当程度上回る恒久的な減税を実施することにより、一刻も早い景気回復を図ってまいります。

なお、消費税率の減税についてお尋ねがございましたが、消費税率五％への引き上げを含む税制改革は、少子・高齢化の進展という我が国の構造変化に税制面から対応するものであり、我が国の将来にとつて極めて重要な改革であったと考えております。したがって、消費税率の引き下げは考えておりません。

関係資料の提出につきましては、国権の最高機関である国会の、開かれた審議の確保や関係法案の審議の促進等の観点から、秘密に属する資料等であっても、やむを得ない場合を除いて、可能な限り協力を行ってまいるところであり、今後ともその方針に従いまして対処してまいる考えであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)
〔国務大臣(宮澤喜一君登壇)〕
○国務大臣(宮澤喜一君) すべて総理が御答弁なさいましたので、残りましたのは、私が何か言った言わないということに関してでございます。

私が、住友信託の社長に、必要な資金は幾らでも出すと言って合併を説得したというようなことはございません。そんな大それたことは申しません。

それから、ブリッジバンクにつきまして、私、こういうことを申しました。新聞のインタビューでございましたが、現在の金で十分だと思つ、しかし法律が施行された結果、金融システムの安定とかあるいは善良な顧客のために本来に必要な資金がさらに要るんだといえ、それは要る金はいくらなければならないじゃないかということになりました。

ただ、私としては、今の十三兆、大きな金でございますから、それが足らなくなるということはないと、思つたにないだろうかと思つております。

それから、最後に、私が共産党の議員の委員会における御発言に、憂いを同じくしていると申し上げました。めつたにないことでございますが、それは、実は、管理銀行ができましたときに、いいお客さんは何とかして救つてやろう、そういうときの法律上掲げております条件は、財務内容の健全性、債務の履行状況と書いてございまして、それには違いありません。

違いありませんが、例えばベンチャーキャピタルとか中小企業にも一生懸命やっているところがあつて、こういうことだけで、何かやはりきつい運営になるのではないかなということを見込んで感ずるものから、やはり善良で本当に見込みのある人にはやってみようという運営が必要じゃないかなという気持ちを持ちまして、そのように申しました。今もそう考えております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 濱田健一君。

〔濱田健一君登壇〕

○濱田健一君 私、ただいま議題となりましたいわゆる金融再生トータルプラン関連六法案のうち、特に、閣法であります金融機能の安定化のための緊急措置に關する法律及び預金保険法の一部を改正する法案、不動産に關連する権利等の調整に關する臨時措置法案の二法案に對し、社会民主党・市民連合を代表して、質問をいたします。

まず、前者の法案を論議する前提として、明確にしておきたいことがあります。

それは、民間の受け皿銀行があくまで主体であるべきということであり、つまりは、仮にブリッジバンク方式を導入するとしても、最後の安全弁としての意義しか有していないことを明確に認識すべきだということに思うのでございませぬ。民間の受け皿銀行が登場しにくい現状があるならば、その打開のための施策こそが優先されなくてはならないと言えます。

北海道拓殖銀行の破綻を受けた受け皿銀行としての北洋銀行が直面している課題から見ても、いわゆる要注意先債権に係る二次ロス問題への対処策が早急に確立されなくてはならないのではないのでしょうか。仮に、このまま放置されるならば、当該債権の将来の損失リスクを懸念し、民間金融機関の積極的な名乗り出を阻害する要因にもなりかねません。

したがって、社会民主党としては、金融監督庁の検査等によって認められた債権であるという条件を付して、第二分類債権に係る二次ロス問題の懸念解消は健全な借り手対策とも重なり合う部分が多いとの認識に立ち、公的保証の付与及び優先

株の購入など、民間の受け入れ側の資金調達や自己資本充実策にこそ前向きに取り組むべきだと考えるところでございます。

小淵総理の御見解をお伺いいたします。

また、この問題に關連して、今春実施された大手銀行などに対する資本注入がどのような成果を上げてきたと判断するのをお答えください。

改めて触れるまでもなく、この措置は、金融安定化特別措置法に定められた十三兆円の金融危機管理勘定によって行われたものです。中核的な手法には、我が党の主張を受け入れ、受け皿金融機関の自己資本比率回復策が大前提であることが鮮明になるとともに、重大な雇用不安につながりかねないといった国民的な評価にたえられる発動基準も整備されました。

端的に言うならば、金融危機管理勘定が審査基準を満たす金融機関の優先株等を引き受けることによって、貸し出し余力の増加に直結する各銀行等の自己資本比率を高め、結果としての貸し渋りの解消を目指す内容であったはずでございますが、所期の目的を十分に果たしているのか、国民の皆さんの理解を促すことのできる説得的な御説明を賜りたいと思ひます。

十三兆円の適正な使途のあり方については、社民党も責任を共有するものであります。それゆえにこそ、横並び申請に警告を發するでもなく、劣後債の利回りに若干の差別化を施しただけで一律承認するという結果に終わった第一回目のような適用事例は、率直に言って、抵抗を覚えざるを得ませんでした。不幸にして、この危惧は、現在の長銀問題の深刻化として顕在化することになりました。

金融危機管理審査委員会に對する国民の信頼をいかに回復せよとするのか、審査のあり方に抜本的なメスを入れる必要があるとお考えか、率直な御答弁をお願いするものであります。

同時に、適用銀行に關し、経営責任の明確化や合理化について、これまでのような徹底的な対処方針の変更を求めていくお考えがどうかどうか、伺います。

さらには、当該銀行等が株主への配当を従来どおり行うことを認めてよいかという疑問も浮上りつつあります。少なくとも、公的資金の注入が行われた決算期の配当は慎むべきだという考えも成り立つと思慮するところでございますが、総理の御見解をお示しいただきたいと存じます。

また、世界標準に合致する情報開示及び自己査定基準の早期の確立に向け、どのような取り組みを進めていくかとされるのか、お聞かせください。

日本の金融機関のバランスシートは国際的な信頼を受けておらず、それが必要以上の疑心暗鬼を生む結果にもなっていることは、残念ながら、否定できない事実であります。規模的には世界に冠たる都銀等の不良債権に係る自己査定額に關して、内外の市場の信頼が得られていないという現実、信用を旨とする金融機関にとっては致命的な欠陥とさえ言えます。

個々の金融機関が認識しているリスクの大きさと、それに対する処理が適切に行われていることを積極的に市場に示し、説得的な説明を行っていくことこそが、金融機関にとってはもとより、我が国金融システム全体に對する信頼を回復していく上で極めて重要ではないでしょうか。正しい情報

報を多く与えられれば与えられるほど、市場は安心して判断を下せることになることを忘れてはならないと思ひます。

したがって、現下の最大の懸案事項である長銀への公的資金投入問題についても、まずはその不良債権の詳細を含めた財務内容の徹底的な開示が求められていると考えるところでございますが、金融監督庁を統括する責任者の立場から、情報開示に向けどのような指導性を發揮する用意がどうか、総理の御決意をお示しください。

もとより、健全な借り手問題の解決が不良債権問題の到達点ではございません。日本経済再生の足かせとなっている不良債権を早期かついかに処理させていくかが第一義であり、その促進のため不可欠な金融機関の再編、淘汰の過程で生ずる看過できない課題として、健全な借り手に対する融資継続問題が重視される必要性があったにすぎないという見方もできます。この位置づけを忘れた論議は本末転倒であります。

不良債権処理をシステム的に促す方策の確立は焦眉の急と言えます。例えば、第二分類債権については、金融機関個々の判断による引き当て率で事を済ませるのではなく、二年間程度の限時的措置としての強制引き当て率の適用も検討されてよいのではないのでしょうか。

このような、みずからが血を流さざるを得ない措置が同時に講じられなくては、各銀行等の経営を圧迫している供給過剰が単に是正されるだけに終わってしまうという可能性もあります。この最低限の線さえ守れないようなら、それは、銀行などの不良債権を国民の血税をもって国のバランスシートに移したにすぎないという、笑って済ま

すには余りにも罪深い結末を待っているのではないでしようか。

強制引き当ての適用の是非に対する認識もあわせて、宮澤大蔵大臣の明快な御答弁をお願いしたいと存じます。

さらに、ブリッジバンク方式の最終的な目的である引き受け手の登場を促していく環境をいかに整備されようとしているのか、お聞きしたいと存じます。

広く知られているところともなっておりませんが、本場の米国では、貸出債権も、事業収益等を担保にする事業融資が主流であったために、転売しやすい土壌がありました。つまりは、まず最初に破綻銀行等の資産を市場で売買できる制度基盤があった上での、より高く売るための工夫としてブリッジバンクが生まれたという経緯があったことを冷静に踏まえてはなりません。

このような市場が未整備のままで見切り発車されるとすれば、米国の成功例は何の参考にもならないと考えるからであります。大蔵大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

次に、不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案についてお尋ねいたします。

同法案の眼目は、不良債権処理のネックとなっている複雑な権利関係を、つまりは不動産担保つき不良債権をめぐるトラブルを解きほぐすことを目的とする臨時不動産関係権利調整委員会にあると考えます。

これまでの競売という法的制度を活用する手段では、時間がかかるし回収額も大きく目減りすると、金融機関には二の足を踏む傾向が顕著であったという認識は、私自身にもあります。結局、い

つまでたつても土地は動かず、不良債権は帳簿から消えない。こんな状況を打開するための何らかの方策の必要性は理解できるところでもありません。ただし、細心の注意を払うべき対象が、議論の成熟化も見えないうちにセールスポイントとして奉られたことについては、拙速の感がぬぐえないところでございます。

一例としては、関係者間の合意がまとまれば、債権者は、債権の一部を放棄するかわりに損失分を無税償却でき、債務者も、債務免除で生じた利益を累積欠損金として相殺できるようになっていく部分が挙げられます。面倒だった非課税措置が調整委員会の認定さえあれば決まるため、銀行などにおいては、不良債権を迅速に処理できるメリットが確かにあると云えます。

しかし一方、調整委員会の調停等への関心を集めるとともに、機能の確立を図りたいという思いが優先され過ぎていてのではないかと懸念も呈されております。債務免除によって不振をかこつゼネコンを救済することが真のねらいではないかとの批判については、謙虚に耳を傾けるべき必要があります。

ゼネコンが抱え込んでいる懸念は、何も有利子負債問題だけではないはずで、旧態依然たる、量が質を上回るといふ巨艦主義の幻想から脱却し、発注量に柔軟に応じていけるような、徹底した経営合理化も同時に追求されなくてはならないのです。

経営陣の退陣などの経営責任の厳格化や株主への配当の停止問題を含め、債務免除方式を適用するための不可欠の前提として整備すべきことは山

積していると思料するところですが、柳沢国土庁長官の明確な答弁を伺って、質問の締めくくりとさせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 濱田健一議員にお答え申し上げます。

民間の受け皿銀行についてのまずお尋ねでございますが、民間の受け皿銀行が存在しており、破綻した銀行の受け皿となることで悪化した自己資本を改善しなければ、信用秩序の維持及び地域経済の安定に大きな支障を生ずるおそれがある場合には、公的資金による資本注入の対象としたしております。なお、ブリッジバンク制度は、金融機関の破綻に際して民間の受け皿金融機関が登場しない場合にも適用されるものであります。

資本注入策の貸し渋り解消への効果のお尋ねでありましたが、金融監督庁が各行から聴取したところでは、安定的な資金供給の継続に寄与しているなど、資本注入には一定の効果があったとの報告を受けておりますが、借り手企業からは、なお融資態度は厳しいとの見方があることも否定できません。いずれにせよ、金融機関の融資動向につきましては、引き続き注視いたしてまいります。

金融危機管理審査委員会に対する信頼回復と審査のあり方に対するお尋ねでございますが、いわゆる資本注入に当たりましては、あらかじめ公表された審査基準に基づき同委員会の厳正な審査手続を経て決定されるなど、法律に規定する手続に従い適切にその決定が行われたものと承知いたしております。今後とも資本注入に当たりましては、国民の信頼にこたえるべく、厳正な審査手続

を経て決定していくことが重要であると考えております。

優先株の引き受けの対象となりました金融機関の経営責任の明確化と合理化につきましてのお尋ねでございますが、当該引き受けが公的資金の活用によることにかんがみ、当該金融機関の経営が責任ある体制のもとで行われるべきことや、経営の合理化に努めるべきことは当然であります。このような観点から、金融危機管理審査委員会は、議決の前提として、経営の健全性の確保のための計画を提出させ、これを公表しているものであります。

公的資金を投入した金融機関の配当につきましては、お尋ねでありましたが、金融システムの全体の安定化を図る資本注入の制度の趣旨や、投入した公的資金は回収が前提となっていることにかんがみますと、基本的に配当政策については各行の経営判断にゆだねるべきものであり、公的資金が投入されることをもって配当が行われることを妨げる理由はないと考えます。

金融機関の情報開示についてのお尋ねでありましたが、本年三下期から、全国銀行につきまして、米国SEC基準と同様の基準によるリスク管理債権額の開示が開始されました。来年の三下期からは全金融機関につきましても、これが連結ベースにより罰則つきで義務化されることになっており、これにより金融機関のディスクロージャー制度は国際的に遜色のない水準のものとなると考えております。

また、自己査定基準につきましては、各金融機関が、当局が示しております資産区分概念に沿いまして自己査定基準を作成するものとされてお

りまして、現在実施中の検査におきましても、この基準及びその運用について不適切なものがないか、実態把握をいたしておるところでございます。

長銀の情報開示につきまして、同行が公的資金注入を要請する予定であることを踏まえ、取引先への影響、信用秩序に与える影響等を勘案しつつ、国民の理解が得られるように努力をいたしたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 強制引き当てについてお話を伺いました。

私は実はこう思うのでございますが、今までの護送船団方式から、今度、金融監督庁の検査が行われ、それもやがては、マニュアルによると思いますか、一つの基準に従っての検査が行われるようになりますと、おのずから銀行自身は、どのぐらい自分のところがいいのか悪いのかわかるはずである。昔と違ひまして、いいところはいいとやはり自分で言うようになるだろうと思ひます。

そこで初めて優劣がついてまいりますし、市場がそれを株価で受け取る、顧客は提供される金融商品のいい悪いで受け取る、そういう状況になりますと、おのずから区分と引き当てというものが、やはり銀行の優劣を分けることになるだろう。

おっしゃいますことは、強制の引き当て率を考へろということですが、日本は本当に競争に入つたところでございまして、ただいまのところは、自由競争の中からそういう関係が生まれるこ

とが好ましいのではないかと、いふふうに私としては思つております。

それから次に、ブリッジバンクにしても最終的な目的は環境の整備だと言われましたのは、そのとおりと思ひます。ブリッジバンクに入りました銀行は、整理回収銀行が不良債権を買いますから、中身はかなりよくなるはずでございますが、その上に、不良債権等の流通市場、あるいは先般の国会でSPCをつくつていただきましたので、証券化等々もそれに資してまいるのであるといふふうに考えております。(拍手)

〔國務大臣柳沢伯夫君登壇〕

○國務大臣(柳沢伯夫君) 濱田議員から、不動産に關連する権利等の調整のスキームについて、そもそも自分御自身が、何らかの方策が必要であるといふふう感じていたといふふうな一定の御理解をいただきました。

まず、税制上の措置でございますが、これについては、既に議員の御質疑の中にもありましたように、全く新たな創設的な恩恵というわけではありませぬ。現行の税法におきましても、税務当局の事後の認容でもって確定するというものではあります。経済的に合理的な取引によつての債務の免除等であればこれは損金として認めるというやうなことが既にあるわけでございます。

今回、私どものこのスキームにおきましては、八条委員会の合議制の行政委員会というものがこれにかかわるといふ事実に着目しまして、これを明確に、いわば事前的に税法上の措置を認めるといふことを明らかにしたといふものととらまわすのであります。この性格については御理解を賜

りたいと思つてございませぬ。

それから第二に、ゼネコンの救済が目的だといふやうな批判もあるけれどもどうなのだと、いふやうなお話があったかと思つてございませぬが、これは、総理の答弁にもたびたびお触れいたしたいように、このスキームの適用される債務者というものは、特定の業種に属する方ということになつておりませぬ。すべての業種にかかわる方がすべて対象でございます。

さらに申しますと、御指摘の中に、何か債務者だけが非常に得をするスキームかといふやうな傾きの御発言が多々見られたわけでございますが、これも、企業の再建を通じて自分自身が持っている残余の債権の健全化が向上する、こつちの債権者の側にとつても利益があることによつて、そこに合意が成立するといふわけでございます。この点についての御理解も賜つておきたい、このように思つてございませぬ。

それから最後に、債務免除をするときの前提といふやうなことで、経営者の進退等を含めますところの経営の合理化といふものがあつてしるべきではないかといふお話でございますが、これについては私どもも同感でございます。

私的な合意に基づく再建策あるいは債務の免除等におきましても、こつちのことは多くの場合起こることでございます。今回のスキームにおきましては、その合意が公正で妥当でしかも遂行可能である、特に公正という点に触れていられるわけでございます。したがうしまして、この合意の前提としては、今仰せられたやうな経営のリストアあるいは経営者の進退等も当然その前提として話し合はれることが多くなるであらうといふやうな理

解を私どもとして持つておるといふ次第でありませぬ。

どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 小淵 恵三君
- 大蔵大臣 宮澤 喜一君
- 國務大臣 堀屋 太一君
- 國務大臣 西田 司君
- 國務大臣 柳沢 伯夫君

出席政府委員

- 内閣審議官 白須 光美君
- 大蔵省金融企画局長 伏屋 和彦君

○議長長の報告

(勸告書受領)

一、去る十二日、人事院総裁中島忠能君から次の勸告書を受領した。

国家公務員法、一般職の職員の給与に關する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關する法律の規定に基づ

一般職の職員給与等についての報告並びに給与の改定についての報告

(委員推薦通知)

一、去る二十一日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

鈴木 俊一君 金田 誠一君

一、去る二十一日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(九州地方開発特別委員会)

自見庄三郎君

(四国地方開発特別委員会)

仙谷 由人君

(中国地方開発特別委員会)

龜井 久興君

(離島振興対策特別委員会)

鉢呂 吉雄君

(豪雪地帯対策特別委員会)

遠藤 武彦君

(政府委員承継)

田中真紀子君

一、去る二十一日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房副長官 鈴木 宗男

同 上杉 光弘

内閣参事官 尾見 博武

兼内閣総理大臣 官房会計課長 松田 隆利

内閣審議官兼中央省庁等 改革推進本部事務局次長 竹島 一彦

内閣官房内閣内政 審議室長

兼内閣総理大臣官 房内政審議室長

内閣審議官 安達 俊雄
白須 光美

同 登 誠一郎

内閣官房内閣外政 審議室長

兼内閣総理大臣官 房外政審議室長

内閣官房内閣安全保 障・危機管理室長

兼内閣総理大臣官 房安全保障・危機管理室長

内閣官房内閣広報 官室内閣広報官

兼内閣総理大臣官 房広報室長

内閣法制局長官 大森 政輔

内閣法制局次長 津野 修

内閣法制局第一部長 秋山 收

内閣法制局第二部長 宮崎 礼登

内閣法制局第三部長 阪田 雅裕

内閣法制局第四部長 野田 哲也

人事院総裁 中島 忠能

人事院事務総局管理局長 尾木 雄

人事院事務総局任用局長 森田 衛

人事院事務総局給与局長 武政 和夫

人事院事務総局職員局長 佐藤 信

内閣総理大臣官房審議官 佐藤 正紀

総理府賞勲局長 榊 誠

地方分権推進委 員会事務局長 保坂 榮次

国際平和協力本部事務局長 茂田 宏

阪神・淡路復興対 策本部事務局次長 高橋 健文

公正取引委員会委員長 根来 泰周

公正取引委員会事務 局長 山田 昭雄

公正取引委員会事務 局長 上杉 秋則

公正取引委員会事務 局長 上杉 秋則

警察庁長官 平林 英勝

警察庁生活安全局長 野田 健

警察庁刑事局長 小林 奉文

警察庁交通局長 佐藤 英彦

警察庁警備局長 伊達 敏夫

宮内庁次長 川崎 義徳

総務政務次官 阿部 正俊

総務庁長官官房長 菊池 光興

総務庁長官官房審議官 大坪 正彦

同 西村 正紀

総務庁人事局長 中川 良一

総務庁行政管理局長 瀬上 信光

総務庁行政監察局長 東田 親司

総務庁恩給局長 桑原 博

総務庁統計局長 井上 達夫

北海道開発政務次官 石崎 岳

北海道開発政務局長 齋藤 徹郎

防衛政務次官 浜田 靖一

防衛庁参事官 山崎隆一郎

同 伊藤 康成

防衛庁長官官房長 藤島 正之

防衛庁防衛局長 佐藤 謙

防衛庁運用局長 大越 康弘

防衛庁人事教育局長 坂野 興

防衛庁経理局長 大森 敬治

防衛庁装備局長 及川 耕造

防衛施設庁長官 萩 次郎

防衛施設庁総務部長 新貝 正勝

防衛施設庁施設部長 守屋 武昌

経済企画政務次官 今井 宏

経済企画庁長官官房長 林 正和

経済企画庁調整局長 河出 英治

経済企画庁国民生活局長 金子 孝文

経済企画庁物産局長 小峰 隆夫

経済企画庁総合計画局長 中名生 隆

経済企画庁調査局長 新保 生二

科学技術政務次官 稲葉 大和

科学技術庁長官官房長 興 直孝

科学技術庁科学 技術政策局長 加藤 康宏

科学技術庁科学 技術振興局長 田中 徳夫

科学技術庁研究開発局長 池田 要

科学技術庁原子力局長 青江 茂

科学技術庁原子力安全局長 関宮 馨

環境政務次官 栗原 博久

環境庁長官官房長 太田 義武

環境庁企画調整局長 岡田 康彦

環境庁自然保護局長 丸山 晴男

環境庁大気保全局長 廣瀬 省

環境庁水質保全局長 遠藤 保雄

沖縄開発政務次官 下地 幹郎

沖縄開発政務局長 玉城 一夫

沖縄開発政務局長 兼田 正徳

国土政務次官 谷川 秀善

国土庁長官官房長 久保田勇夫

国土庁計画・調整局長 小林 勇造

国土庁土地局長 生田 長人

国土庁大都市圏 整備局長 板倉 英則

国土庁地方振興局長 中川 浩明
 国土庁防災局長 林 桂一
 金融監督庁長官 日野 正晴
 金融監督庁次長 浜中秀一郎
 金融監督庁検査部長 五味 廣文
 金融監督庁監督部長 乾 文男
 証券取引等監視委員会事務局長 松橋 晴雄
 法務政務次官 北岡 秀二
 法務大臣官房長 但木 敬一
 法務大臣官房司 房村 精一
 法法制調査部長 細川 清
 法務省民事局長 松尾 邦弘
 法務省矯正局長 坂井 一郎
 法務省人權擁護局長 横山 匡輝
 法務省人権管理局長 竹中 繁雄
 公安調査庁長官 豊嶋 秀直
 外務政務次官 町村 信孝
 同 武見 敬三
 外務大臣官房長 浦部 和好
 外務省総合外交政策局長 加藤 良三
 外務省総合外交政策局長 阿部 信泰
 外務省総合外交政策局長 上田 秀明
 外務省アジヤ局長 阿南 惟茂
 外務省北米局長 竹内 行夫
 外務省欧亜局長 西村 六善
 外務省経済局長 大島 正太郎
 外務省経済協力局長 大島 賢三
 外務省条約局長 東郷 和彦
 大蔵政務次官 谷垣 禎一

同 中島 眞人
 大蔵大臣官房長 溝口善兵衛
 大蔵大臣官房審議官 武藤 敏郎
 大蔵大臣官房審議官 福田 進
 同 山本 晃
 大蔵省主計局長 涌井 洋治
 大蔵省主計局次長 坂 篤郎
 同 寺澤 辰磨
 同 藤井 秀人
 大蔵省主税局長 尾原 榮夫
 大蔵省関税局長 渡辺 裕泰
 大蔵省理財局長 中川 雅治
 大蔵省金融企画局長 伏屋 和彦
 大蔵省国際局長 黒田 東彦
 国税庁次長 大武健一郎
 国税庁課税部長 森田 好則
 文部政務次官 鈴木 栄治
 (森田 健作)
 文部大臣官房長 小野 元之
 文部省生涯学習局長 富岡 賢治
 文部省初等中等教育局長 辻村 哲夫
 文部省教育助成局長 御手洗 康
 文部省高等教育局長 佐々木正峰
 文部省学術国際局長 工藤 智規
 文部省体育局長 遠藤 昭雄
 文化庁次長 近藤 信司
 厚生政務次官 根本 匠
 厚生大臣官房総務審議官 眞野 章
 厚生省健康政策局長 小林 秀資
 厚生省保健医療局長 伊藤 雅治
 厚生省生活衛生局長 小野 昭雄
 厚生省医薬安全局長 中西 明典

厚生省社会・援護局長 炭谷 茂
 厚生省老人保健福祉局長 近藤純五郎
 厚生省児童家庭局長 横田 吉男
 厚生省保険局長 羽毛田信吾
 厚生省年金局長 矢野 朝水
 社会保険庁運営部長 川邊 新
 農林水産政務次官 松下 忠洋
 同 龜谷 博昭
 農林水産大臣官房長 高木 賢
 農林水産大臣官房 石原 葵
 農林水産省経済局長 竹中 美晴
 農林水産省構造改善局長 渡辺 好明
 農林水産省農産園芸局長 樋口 久俊
 農林水産省畜産局長 本田 浩次
 農林水産省食品流通局長 福島啓史郎
 農林水産技術会議事務局長 三輪善太郎
 食糧庁長官 堤 英隆
 林野庁長官 山本 徹
 水産庁長官 中須 勇雄
 通商産業政務次官 高市 早苗
 同 保坂 三蔵
 通商産業大臣官房長 村田 成二
 通商産業大臣官房 岩田 満泰
 通商流通審議官 岡本 巖
 通商産業省通商政策局長 今野 秀洋
 通商産業省貿易局長 佐野 忠克
 通商産業省環境立地局長 江崎 格
 通商産業省基礎産業局長 太田信一郎
 通商産業省機械情報産業局長 河野 博文
 広瀬 勝貞

通商産業省生活産業局長 近藤 隆彦
 工業技術院長 佐藤 壯郎
 資源エネルギー庁長官 稲川 泰弘
 資源エネルギー庁石油部長 今井 康夫
 特許庁長官 伊佐山建志
 中小企業庁長官 鶴田 勝彦
 中小企業庁次長 殿岡 茂樹
 運輸政務次官 林 幹雄
 運輸大臣官房長 梅崎 壽
 運輸大臣官房総務審議官 高橋 朋敬
 運輸省運輸政策局長 羽生 次郎
 運輸省鉄道局長 小幡 政人
 運輸省自動車交通局長 荒井 正吾
 運輸省海上交通局長 宮崎 達彦
 運輸省海上技術安全局長 谷野龍一郎
 運輸省港湾局長 川嶋 康宏
 運輸省航空局長 岩村 敬
 海上保安庁長官 楠木 行雄
 氣象庁長官 瀧川 雄壯
 郵政政務次官 佐藤 剛男
 郵政大臣官房長 高田 昭義
 郵政省郵務局長 濱田 弘二
 郵政省貯金局長 松井 浩
 郵政省簡易保険局長 足立盛二郎
 郵政省通信政策局長 金澤 薫
 郵政省電気通信局長 天野 定功
 郵政省放送行政局長 品川 萬里
 労働大臣官房長 波邊 信
 労働省労働局長 澤田陽太郎
 労働省労働基準局長 伊藤 庄平
 労働省女性局長 藤井 龍子

労働省職業安定局長 征矢 紀臣
労働省職業能力開発局長 日比 徹
建設政務次官 遠藤 利明
建設大臣官房長 小野 邦久
建設大臣官房総務審議官 小川 忠男

建設省建設経済局長 木下 博夫
建設省都市局長 山本 正堯
建設省河川局長 青山 俊樹
建設省道路局長 井上 啓一
自治政務次官 田野瀬良太郎
自治大臣官房長 嶋津 昭
自治大臣官房総務審議官 香山 充弘
自治省行政局長 鈴木 正明
自治省行政局長 牧之内隆久
自治省財政局長 二橋 正弘
自治省税務局長 成瀬 宣孝
消防庁長官 谷合 靖夫

一、去る十七日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣
申し出の次を、第百四十三回国会政府委員
に任命することを承認した。

一、去る二十一日、伊藤議長は、小淵内閣総理大
臣申し出の次を、第百四十三回国会政府委
員に任命することを承認した。

国際平和協力本部 嶋口 武彦
事務局長事務代理
国際平和協力本部事務局長 茂田 宏
(政府委員任命)

一、去る十二日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長
あて、十一日議長において承認した鈴木宗男外
二百二十六名(加藤良三を除く)を、十二日第百
四十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受
領した。

一、去る十三日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長
あて、十一日議長において承認した加藤良三
を、十三日第百四十三回国会政府委員に任命し
た旨の通知を受領した。

一、去る十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長
あて、十七日議長において承認した嶋口武彦
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議
長あて、二十一日議長において承認した茂田宏
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

一、去る十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長
あて、同日(国際平和協力本部事務局長)茂田宏
の第百四十三回国会政府委員を免じた旨の通知
を受領した。

(政府委員兼任)
一、去る十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長
あて、同日(国際平和協力本部事務局長)茂田宏
の第百四十三回国会政府委員を免じた旨の通知
を受領した。

一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議
長あて、二十一日議長において承認した茂田宏
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

平成十年八月二十五日 衆議院会議録第六号 議長報告

一、去る十三日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長
あて、十一日議長において承認した加藤良三
を、十三日第百四十三回国会政府委員に任命し
た旨の通知を受領した。

一、去る十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長
あて、十七日議長において承認した嶋口武彦
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議
長あて、二十一日議長において承認した茂田宏
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

一、去る十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長
あて、同日(国際平和協力本部事務局長)茂田宏
の第百四十三回国会政府委員を免じた旨の通知
を受領した。

(政府委員兼任)
一、去る十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長
あて、同日(国際平和協力本部事務局長)茂田宏
の第百四十三回国会政府委員を免じた旨の通知
を受領した。

一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議
長あて、二十一日議長において承認した茂田宏
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議
長あて、二十一日議長において承認した茂田宏
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議
長あて、二十一日議長において承認した茂田宏
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議
長あて、二十一日議長において承認した茂田宏
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議
長あて、二十一日議長において承認した茂田宏
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

一、去る二十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議
長あて、二十一日議長において承認した茂田宏
を、同日第百四十三回国会政府委員に任命した
旨の通知を受領した。

月三十日委員辞任につきその補欠
理事 山本 有二君(理事与謝野馨君去る七
月三十日委員辞任につきその補欠)
理事 枝野 幸男君(理事熊谷弘君去る十一
日理事辞任につきその補欠)
外務委員会
理事 藤田 幸久君(理事松沢成文君去る三
日委員辞任につきその補欠)
大蔵委員会
理事 柳本 卓治君(理事浜田靖一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)
理事 鴨下 一郎君(理事坂井隆憲君去る三
日委員辞任につきその補欠)
理事 上田 清司君(理事北橋健治君去る三
日委員辞任につきその補欠)
文教委員会
理事 中山 成彬君(理事遠藤利明君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)
理事 増田 敏男君(理事橋本大和君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)
理事 小杉 隆君(理事河村建夫君去る三
日委員辞任につきその補欠)
理事 栗原 裕康君(理事小川元君去る四日
委員長就任につきその補欠)
厚生委員会
理事 鈴木 俊一君(理事佐藤剛男君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)

理事 田中真紀子君(理事根本匠君去る七月
三十一日委員辞任につきその補欠)
理事 佐藤 静雄君(理事船田元君去る十一
日理事辞任につきその補欠)
農林水産委員会
理事 横内 正明君(理事松下忠洋君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)
理事 増田 敏男君(理事鈴木俊一君去る十
一日理事辞任につきその補欠)
商工委員会
理事 小野 晋也君(理事石原伸晃君去る三
日委員辞任につきその補欠)
理事 伊藤 達也君(理事茂木敏充君去る十
一日理事辞任につきその補欠)
運輸委員会
理事 柿澤 弘治君(理事林幹雄君去る七月
三十一日委員辞任につきその補欠)
建設委員会
理事 原田 義昭君(理事田野瀬良太郎君去
る七月三十一日委員辞任につきその
補欠)
理事 宮本 一三君(理事遠藤利明君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)
安全保障委員会
理事 仲村 正治君(理事浜田靖一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)
理事 安倍 晋三君(理事中島洋次郎君去る
三日委員辞任につきその補欠)

理事 山本 幸三君(理事太田誠一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)

理事 山本 幸三君(理事太田誠一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)

理事 山本 幸三君(理事太田誠一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)

理事 山本 幸三君(理事太田誠一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)

理事 山本 幸三君(理事太田誠一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)

理事 山本 幸三君(理事太田誠一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)

理事 山本 幸三君(理事太田誠一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)

理事 山本 幸三君(理事太田誠一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)

理事 山本 幸三君(理事太田誠一君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)

理事 江口 一雄君(理事石破茂君去る三日
委員辞任につきその補欠)
理事 前原 誠司君(理事岡田克也君去る十
一日理事辞任につきその補欠)
環境委員会

理事 石原 伸晃君(理事杉浦正健君去る三
日委員辞任につきその補欠)
一、去る十九日、常任委員会において、次のと
り理事を補欠選任した。
通信委員会

理事 小坂 憲次君(理事住博司君去る七月
十日委員辞任につきその補欠)
理事 浅野 勝人君(理事野田聖子君去る七
月三十日委員辞任につきその補欠)
労働委員会

理事 柳本 卓治君(理事佐藤剛男君去る七
月三十一日委員辞任につきその補
欠)
理事 能勢 和子君(理事小林興起君去る十
九日理事辞任につきその補欠)
科学技術委員会

理事 河村 建夫君(理事小野晋也君去る三
日委員辞任につきその補欠)
理事 中谷 元君(理事三ツ林弥太郎君去
る十九日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 補欠

漆原 良夫君 富田 茂之君
木島日出夫君 矢島 恒夫君

富田 茂之君 漆原 良夫君
矢島 恒夫君 木島日出夫君

文教委員
辞任 補欠
奥山 茂彦君 目片 信君
目片 信君 奥山 茂彦君

農林水産委員
辞任 補欠
鈴木 俊一君 佐藤 勉君
今田 保典君 城島 正光君
漆原 良夫君 富田 茂之君
佐藤 勉君 鈴木 俊一君
城島 正光君 今田 保典君
富田 茂之君 漆原 良夫君

運輸委員
辞任 補欠
古川 元久君 渡辺 周君
長内 順一君 上田 勇君
渡辺 周君 古川 元久君
上田 勇君 長内 順一君

建設委員
辞任 補欠
畑 英次郎君 肥田美代子君
畑 英次郎君 畑 英次郎君

安全保障委員
辞任 補欠
白井日出男君 河本 三郎君
河本 三郎君 白井日出男君

環境委員
辞任 補欠
大野 松茂君 田中 和徳君
藤木 洋子君 瀬古由起子君

田中 和徳君 大野 松茂君
瀬古由起子君 藤木 洋子君

議院運営委員
辞任 補欠
砂田 圭佑君 江渡 聡徳君
川内 博史君 北村 哲男君
西川太一郎君 佐々木洋平君
江渡 聡徳君 砂田 圭佑君
北村 哲男君 川内 博史君
佐々木洋平君 西川太一郎君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員
辞任 補欠
仲村 正治君 熊代 昭彦君

通信委員
辞任 補欠
熊代 昭彦君 仲村 正治君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
大蔵委員
辞任 補欠
吉田六左門君 桜井 新君

予算委員
辞任 補欠
桜井 新君 加藤 卓二君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任 補欠
亀井 善之君 深谷 隆司君
横内 正明君 奥山 茂彦君

生方 幸夫君 横路 孝弘君
小沢 鋭仁君 菅 直人君
草川 昭三君 旭道山和泰君
志位 和夫君 春名 眞章君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
秋葉 忠利君 中川 智子君
奥山 茂彦君 横内 正明君
深谷 隆司君 亀井 善之君
菅 直人君 小沢 鋭仁君
横路 孝弘君 生方 幸夫君
旭道山和泰君 草川 昭三君
春名 眞章君 志位 和夫君
矢島 恒夫君 不破 哲三君
秋葉 忠利君

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任 補欠
越智 通雄君 飯島 忠義君
河村 建夫君 下村 博文君
岩國 哲人君 松崎 公昭君
岡田 克也君 藤村 修君
草川 昭三君 冬柴 鐵三君
西川 知雄君 石田 勝之君
鈴木 淑夫君 野田 毅君
西村 眞悟君 中村 鋭一君
志位 和夫君 春名 眞章君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
秋葉 忠利君 伊藤 茂君
石田 勝之君 漆原 良夫君
冬柴 鐵三君 丸谷 佳織君
飯島 忠義君 越智 通雄君
下村 博文君 河村 建夫君

越智 通雄君 飯島 忠義君
河村 建夫君 下村 博文君
岩國 哲人君 松崎 公昭君
岡田 克也君 藤村 修君
草川 昭三君 冬柴 鐵三君
西川 知雄君 石田 勝之君
鈴木 淑夫君 野田 毅君
西村 眞悟君 中村 鋭一君
志位 和夫君 春名 眞章君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
秋葉 忠利君 伊藤 茂君
石田 勝之君 漆原 良夫君
冬柴 鐵三君 丸谷 佳織君
飯島 忠義君 越智 通雄君
下村 博文君 河村 建夫君

越智 通雄君 飯島 忠義君
河村 建夫君 下村 博文君
岩國 哲人君 松崎 公昭君
岡田 克也君 藤村 修君
草川 昭三君 冬柴 鐵三君
西川 知雄君 石田 勝之君
鈴木 淑夫君 野田 毅君
西村 眞悟君 中村 鋭一君
志位 和夫君 春名 眞章君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
秋葉 忠利君 伊藤 茂君
石田 勝之君 漆原 良夫君
冬柴 鐵三君 丸谷 佳織君
飯島 忠義君 越智 通雄君
下村 博文君 河村 建夫君

越智 通雄君 飯島 忠義君
河村 建夫君 下村 博文君
岩國 哲人君 松崎 公昭君
岡田 克也君 藤村 修君
草川 昭三君 冬柴 鐵三君
西川 知雄君 石田 勝之君
鈴木 淑夫君 野田 毅君
西村 眞悟君 中村 鋭一君
志位 和夫君 春名 眞章君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
秋葉 忠利君 伊藤 茂君
石田 勝之君 漆原 良夫君
冬柴 鐵三君 丸谷 佳織君
飯島 忠義君 越智 通雄君
下村 博文君 河村 建夫君

越智 通雄君 飯島 忠義君
河村 建夫君 下村 博文君
岩國 哲人君 松崎 公昭君
岡田 克也君 藤村 修君
草川 昭三君 冬柴 鐵三君
西川 知雄君 石田 勝之君
鈴木 淑夫君 野田 毅君
西村 眞悟君 中村 鋭一君
志位 和夫君 春名 眞章君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
秋葉 忠利君 伊藤 茂君
石田 勝之君 漆原 良夫君
冬柴 鐵三君 丸谷 佳織君
飯島 忠義君 越智 通雄君
下村 博文君 河村 建夫君

越智 通雄君 飯島 忠義君
河村 建夫君 下村 博文君
岩國 哲人君 松崎 公昭君
岡田 克也君 藤村 修君
草川 昭三君 冬柴 鐵三君
西川 知雄君 石田 勝之君
鈴木 淑夫君 野田 毅君
西村 眞悟君 中村 鋭一君
志位 和夫君 春名 眞章君
不破 哲三君 矢島 恒夫君
秋葉 忠利君 伊藤 茂君
石田 勝之君 漆原 良夫君
冬柴 鐵三君 丸谷 佳織君
飯島 忠義君 越智 通雄君
下村 博文君 河村 建夫君

平成十年八月二十五日 衆議院會議録第六号 議長の報告

藤村 修君 岡田 克也君
 松崎 公昭君 岩園 哲人君
 漆原 良夫君 西川 知雄君
 丸谷 佳織君 草川 昭三君
 中村 鋭一君 西村 眞悟君
 野田 毅君 鈴木 淑夫君
 春名 眞章君 志位 和夫君
 矢島 恒夫君 不破 哲三君
 伊藤 茂君 秋葉 忠利君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

松田 仁君

山口 泰明君

逓信委員

辞任

逢沢 一郎君

仲村 正治君

遠藤 和良君

鴨下 一郎君

山口 泰明君

榊屋 敬悟君

遠藤 和良君

労働委員

辞任

大村 秀章君

長勢 甚遠君

御法川英文君

山口 泰明君

科学技術委員

辞任

木村 隆秀君

補欠

山口 泰明君

松田 仁君

補欠

山口 泰明君

鴨下 一郎君

榊屋 敬悟君

仲村 正治君

逢沢 一郎君

遠藤 和良君

補欠

山口 泰明君

御法川英文君

長勢 甚遠君

大村 秀章君

補欠

園田 修光君

予算委員

予算委員

古川 元久君

木村 隆秀君

鳩山由紀夫君

古川 元久君

齋藤 鉄夫君

鈴木 淑夫君

志位 和夫君

不破 哲三君

秋葉 忠利君

池坊 保子君

大野 松茂君

中野 正志君

能勢 和子君

上田 清司君

今田 保典君

細川 律夫君

旭道山和泰君

福島 豊君

中村 鋭一君

春名 眞章君

矢島 恒夫君

前島 秀行君

補欠

大野 松茂君

中野 正志君

能勢 和子君

今田 保典君

細川 律夫君

上田 清司君

池坊 保子君

福島 豊君

中村 鋭一君

春名 眞章君

矢島 恒夫君

前島 秀行君

旭道山和泰君

越智 通雄君

村田 吉隆君

森山 眞弓君

原口 一博君

岡田 克也君

坂上 富男君

草川 昭三君

斎藤 鉄夫君

鈴木 淑夫君

志位 和夫君

不破 哲三君

秋葉 忠利君

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別

(特別委員選任)

委員を指名した。

金融安定化に関する特別委員

安倍 晋三君

愛知 和男君

伊藤 達也君

江渡 聡徳君

大野 松茂君

金田 英行君

岸本 光造君

栗本慎一郎君

津島 雄二君

蓮実 進君

宮本 一三君

保岡 興治君

山本 幸三君

渡辺 喜美君

上田 清司君

岡田 克也君

北村 哲男君

中野 寛成君

石井 啓一君

坂口 力君

若松 謙維君

谷口 隆義君

西田 猛君

佐々木陸海君

濱田 健一君

相沢 英之君

赤城 徳彦君

石原 伸晃君

大島 理森君

大野 功統君

河井 克行君

倉成 正和君

佐田玄一郎君

中谷 元君

藤井 孝男君

村田 吉隆君

山本 公一君

山本 有二郎君

池田 元久君

枝野 幸男君

海江田万里君

仙谷 由人君

古川 元久君

上田 勇君

西川 知雄君

鈴木 淑夫君

西川 太一郎君

佐々木憲昭君

春名 眞章君

笹木 竜三君

(理事互選)

一、去る十一日、金融安定化に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

石原 伸晃君

村田 吉隆君

山本 有二郎君

中野 寛成君

谷口 隆義君

藤井 孝男君

保岡 興治君

池田 元久君

坂口 力君

大島 理森君

渡辺 喜美君

石井 啓一君

若松 謙維君

伊吹 文明君

桜井 郁三君

赤松 正雄君

河合 正智君

若松 謙維君

石井 啓一君

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融安定化に関する特別委員

辞任

安倍 晋三君

赤城 徳彦君

岸本 光造君

栗本慎一郎君

補欠

吉田六左門君

砂田 圭佑君

伊吹 文明君

河村 建夫君

一、去る十七日、議長において、次のとおり特別

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
金融安定化に関する特別委員

補欠

河井 克行君 滝 実君

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融安定化に関する特別委員

補欠

若松 謙維君 大口 善徳君

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び檢察行政に関する事項

三、国内治安に関する事項

四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び檢察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月十一日

法務委員長 杉浦 正徳

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、調査する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月十一日

外務委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国の会計に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、金融に関する事項

五、証券取引に関する事項

六、外国為替に関する事項

七、国有財産に関する事項

八、たばこ事業及び塩事業に関する事項

九、印刷事業に関する事項

十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月十一日

大蔵委員長 村井 仁

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月十一日

文教委員長 小川 元

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

二、調査の目的

右両事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月十一日

厚生委員長 木村 義雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体にに関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月十一日

農林水産委員長 穂積 良行

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月二十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十年八月十一日

商工委員長 古賀 正浩

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、港湾に関する事項

五、海上保安に関する事項

六、観光に関する事項

七、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月十一日

運輸委員長 石破 茂

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月十一日

建設委員長 遠藤 乙彦

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月十一日

安全保障委員長 塩田 晋

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、環境保全の基本施策に関する事項

二、公害の防止に関する事項

三、自然環境の保護及び整備に関する事項

四、快適環境の創造に関する事項

五、公害健康被害救済に関する事項

六、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成十年八月十一日

環境委員長 北橋 健治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成十年八月十七日

予算委員長 中山 正暉

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十九日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成十年八月十九日

通信委員長 中沢 健次

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、労働関係の基本施策に関する事項

二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

労働行政の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成十年八月十九日

労働委員長 岩田 順介

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成十年八月十九日

科学技術委員長 大野由利子

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

参院選公示日の死刑執行に関する再質問主意書

(保坂展人君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

PCB使用電気機器の保管状況並びに汚染防止対策の早急な実施に関する質問主意書(大野由利子君提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

建設業退職金共済制度の運営状況等に関する質問主意書(鎌田節哉君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

行刑施設職員の労働条件等に関する質問主意書(金田誠一君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員北村哲男君提出今次参議院選挙における「出口調査」、および投票場の管理権等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年八月三十一日まで

に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出「警察が狙撃された日」などに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年九月七日

に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出参院選公示日の死刑執行に関する再質問

に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年九月十

四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一
項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員大野由
利子君提出PCB使用電気機器の保管状況並び
に汚染防止対策の早急な実施に関する質問に対
して、質問事項について検討する必要があり、
これに日時を要するため、平成十年九月二十一
日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項
後段の規定による通知書を受領した。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 〇〇五円
送料	〇〇五円
料 別	〇〇五円